

共和政は平和的か？ ハミルトンとマディソンに見るアメリカ国際政治思想の一断面

Is the Republic Peaceful? An Aspect of American International Political Thought in Hamilton and Madison

愛甲雄一*
Yuichi Aiko

Abstract

The purpose of this article is to shed light upon an aspect of American international political thought found in two prominent statesmen during the Founding Era, Alexander Hamilton and James Madison. Efforts are made here (1) to unveil the general characters of the republican state that Hamilton and Madison hoped to establish on American soil; and, more mainly, (2) to show what view each had on the foreign policy typical of their republican state.

Toward the end of the eighteenth century, the peacefulness of the republic was a commonsensical belief among many American as well as European intellectuals. This paradigm was however confronted with a formidable challenge at this crucial moment of American history because the very model of the republican constitution for the paradigm—the constitution of small-sized, often militia-based ‘virtuous’ republics in the ancient and early-modern era in Europe—was no longer applicable to the large-scale United States where commercial activities were becoming more common occupations among their citizens. For both Hamilton and Madison, therefore, it was an urgent task to elaborate a new form of the republican constitution the best suited to their newly independent American state; this attempt resulted in the emergence of new explanations for the peacefulness of the republic, which this article intends to reveal.

1. はじめに¹

本稿の目的は、アメリカ建国期において「共和政 republic / republican government」と呼ばれた政体の対外的性格がどのように理解されていたのかを、同時期のアメリカ国際政治思想を明

* 成蹊大学アジア太平洋研究センター主任研究員、Chief Research Fellow, Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

E-mail: aikoyuichi@ejs.seikei.ac.jp

¹ 本稿における外国語文献からの翻訳は、すべて筆者自身のものである。ただし邦訳のある場合はその訳文も適宜参照させていただいたことを、ここに付記しておきたい。

らかにする作業の一環として問うことにある。具体的には、18世紀後半の独立革命の時代より19世紀初頭にかけて活躍した「建国の父祖 Founding Fathers」たちのなかから、「アメリカで書かれた、あるいは今後書かれるだろう政治学の書物のなかでもっとも重要な作品」(Rossiter 1961: vii)とも評された『ザ・フェデラリスト The Federalist』(1787-88)の主要執筆者、アレグザンダー・ハミルトン (Alexander Hamilton 1755/1757-1804) ならびにジェームズ・マディソン (James Madison 1751-1836) に焦点を当てて、この課題を追究することにしたい²。ところで、この試みにおいて軸にしようと思うのが、当時人口に膾炙していた「平和的な共和政」というパラダイムに対し、彼らはいかなる見解を抱いていたのか、という問いの検討である。新しくアメリカの地に誕生した「連邦共和国 Confederate Republic」は、対外的に平和的な性格をもつものなのかどうか。この新共和政国家の建設に尽力したハミルトンならびにマディソンの発言や論評をもとに、この問いに対し彼らがいかなる考えを保持していたのかを、建国期アメリカの国際政治思想の一面を明らかにするという関心のもとに析出してみたい。

ただし以上のような課題の検討に入る前に、こうした考察のもつ学問的意義を、2点指摘しておこう。

共和政が平和的かどうかという問いは、現代の学問的な分業体制下においては当然、国際関係論 International Relations と呼ばれる分野がもっとも関心をもつはずのものである。ところが冷戦期において、この種の問いは、それほど広く論じられることはなかった。政体の如何は当該国家が戦争へと導かれる原因についての説明因子とはならない、と見なすウォルツ流の構造主義的現実主義 Structural Realism が、同分野においては長らく支配的だったからである³。しかし東西冷戦が終結し「民主化の波」(ハンチントン)が東欧や旧ソ連などに波及していった1990年代以降になると、政体のあり方とその対外的性格との関係が、再び国際関係論のなかで問われていく。その流れを押し進める原動力になったのが、いわゆる民主主義の平和論 Democratic Peace Theory。民主政国家同士は戦争をしない、との命題を主張する理論の流行であったことは、言うまでもない⁴。そして国内体制と戦争/平和との関係を問うたこの理論は同時に、かつてその関係について論じた先人たちへの関心もまた、国際関係論者の間に促していった。そのもっとも顕著な事例が、『永遠平和のために』(1795年)のなかで「共和政体は・・・永遠

² 「建国の父祖」たちのうちこの2人のみを取り上げることについては、おそらく異論もあろう。たとえば(著名な人物だけを挙げるとしても)ジョージ・ワシントンやジョン・アダムズ、トマス・ジェファソン、あるいはベンジャミン・フランクリンといった人びとの思想を無視することは、この時期のアメリカ国際政治思想を明らかにしようとする本稿において、致命的な欠陥と言えるはずだからである。しかし今回は紙幅の制約、ならびに筆者の能力の限界もあって、ハミルトンとマディソン以外の「建国の父祖」たちに言及することができなかった。他の人物にも注目した建国期アメリカの国際政治思想に関する総合的な検証は、他日に期することにした。

なお周知の通り、『ザ・フェデラリスト』は、ハミルトンとマディソンにジョン・ジェイ (John Jay 1745-1829) を加えた計3名によって、「パブリウス Publius」なる匿名のもと、約半年間に渡って執筆・発表された全85篇から成る論文集である。ただし85篇のうちジェイが執筆したのは5篇のみで、全体の約6割はハミルトンが、そして残りはマディソンが執筆したと考えられている。本稿では、『ザ・フェデラリスト』のなかで発表されたハミルトンとマディソンの作品をしばしば引用するが、そのうちの誰が執筆者なのかを明確にするため、参考文献の表示は Hamilton 2001e ならびに Madison 1999c に収められた『ザ・フェデラリスト』論文に拠って行なった。なお読者の便宜のため『ザ・フェデラリスト』引用の場合は、篇番号も同時に記すことにした。

³ ウォルツ (Kenneth N. Waltz) の構造主義的現実主義理論については、Waltz (1979) を参照のこと。

⁴ 90年代以降に民主主義の平和論が注目を浴びる切っ掛けを作った代表的著作に、Doyle (1983) ならびに Russett (1993) がある。その他にも、冷戦終結期に「自由民主主義体制」より優れた政体はもはや存在しないと論じたフランシス・フクヤマが、その著作『歴史の終わり The End of History and the Last Man』(1992年)のなかで、民主主義の平和論について触れている。Fukuyama 1992: 245-265, 276-284 を参照。

平和への展望をもつ」(Kant 1923: 351)と論じたイマヌエル・カント(Immanuel Kant 1724-1804)に対する関心の増大である⁵。

ところがカントとほぼ同時代人であるアメリカの「建国の父祖」たちに対しては、国際関係論が同様の関心を向けることはこれまでほとんど見られなかった⁶。彼らこそ、君主政が支配的政体であった18世紀世界において、フランスよりも早くに共和政を実現させたにもかかわらず、である。この無視が生じたことについては、幾つかの理由が考えられる。ひとつには、本稿で取り上げるハミルトンとマディソンも含め、いわゆる「建国の父祖」たちが基本的に「政治家」であった、という点が指摘できよう。事実、彼らの発言や主張はその多くが現実政治の場面において 会議での陳述や政治的文書、他の政治家との間で交わされた書簡などにおいて 発せられたものであった。したがって、カントのような「理論家」のものとは異なり、彼らの議論には理論的重要性や新規性が含まれないとして、現代国際関係論者の中でそれは、軽視される傾向にあったのではないか。

しかしこの点以上に「建国の父祖」たちが国際関係論者の中で軽視されることになった理由はおそらく、「国内問題」こそが、彼らが当時直面していた課題のなかで圧倒的に重要な問題だった、という先入観の存在であろう。確かに、『ザ・フェデラリスト』の執筆理由に見られるように、「中央集権か反中央集権(あるいは州/邦権)か」という「国内問題」が、建国期のアメリカを政治的に分裂させた第一級の政治問題ではあった。とは言え、斎藤眞がつとに指摘してきたように、そもそもアメリカの独立自体が、大西洋兩岸の主要パワーを巻き込んだ「国際戦争」の結果成し遂げられたものに他ならない(1992: 369-407; 1995: 92-123)。また独立が達成された後も、新興国に過ぎないアメリカにとって、自身を取り巻く国際状況はけっして予断を許すものではなかった。『ザ・フェデラリスト』に掲載されている論考のうち、対外関係や防衛・軍事に言及しているものの少なくないことが、この点を如実に物語っている⁷。したがって、これまで国際関係論において議題に上がることのきわめて少なかった「建国の父祖」たちの国際政治思想の一端 彼らが共和政の対外的性格をどのように考えたのか を明らかにしようとする本稿は、同分野におけるこうした研究上の欠落を埋めることにおいて、わずかながらとはいえ貢献するものと言えるだろう。これが、本稿が有していると考えられる学問的意義の1つ目である。

本稿の意義と見なし得る2つ目の点は、ここ10年程の間に、アメリカを「帝国empire」として表象する向きが著しく増大したことに関わっている。周知の通り、戦後の「帝国」概念はいわゆる植民地帝国の消滅に伴い、マルクス主義の流れを汲んだ従属論・新植民地主義論のなかで、経済的な支配関係を表す概念として用いられることが、主であった。この傾向は、マイケル・ハートとアントニオ・ネグリによる『帝国Empire』(Hardt and Negri 2000)の出版によっても、大きく変わらない。彼らのいわゆる「帝国論」も、現代資本主義体制下における経済

⁵ 上の註で触れたすべての論者が「民主主義の平和」について論じる際に、カントに言及している。その他にも、民主主義の平和論の文脈でカントについて論じた論考として、Sorensen 1992; Layne 1994; Huntley 1996; Cavallar 1999: 75-80; Franke 2001: 44-53; Franceschet 2002:106-113; Macmillan 2006; Höffe 2006: 177-188; 中本2011などを挙げることができよう。ただし言うまでもないが、90年代以降の国際関係論におけるカントへの関心の高まりは、民主主義の平和論のみが促したものではない。

⁶ その重要な例外として、Onuf 1999: esp.233-242がある。本稿における議題設定もこのOnufの先行研究から少なからず示唆を得ていることを、ここに付記しておきたい。ただし同書におけるOnufの視線は、アメリカの「建国の父祖」たちばかりに注がれているわけではない。その意味では本稿は、国際関係論において「建国の父祖」たちの国際政治思想に主たる関心を向けた稀有な論考、と言えるように思う。

⁷ 『ザ・フェデラリスト』85篇のうち、各篇のタイトルから判断するだけでも少なくとも12篇のなかで、対外戦争や軍事に関わる事柄が言及されている。対象の範囲を外交や対外貿易・通商の分野にまで拡大すれば、その数はさらに増えるだろう。

的支配関係を重視する理論という意味では、こうした既存の「帝国主義論」の延長上にあっただからである。ところが、2001年9月11日の同時多発テロ事件以降、ジョージ・W・ブッシュ政権下のアメリカが国連や他国との協調を無視してアフガニスタンからイラクへと戦線を拡大、イランや北朝鮮に対しても強圧的な態度で臨むなかで、アメリカを経済的にではなく軍事的な「帝国」として表象する動きが、学界のみならずジャーナリズムなどの間でも急速に広がっていった⁸。そして、そうした論議のなかで問われるようになった問題のひとつが、アメリカが「帝国」と化した歴史的淵源はいったいどこにあったのか、という「帝国」の起源に関する問題である。少なくない論者はそこで、18世紀末のアメリカに誕生した「共和政」のなかには既に、その後同国が軍事「帝国」へと変化していく火種があった、と指摘している。これこそ、本稿が意識するところの現代政治とも関連する研究上の文脈に他ならない。

2世紀以上も前に誕生したアメリカの共和政国家が、なぜ今日における軍事「帝国」の源と言えるのだろうか。この理由については、論者によって様々な説明が与えられている。そのもっとも典型的なものが、1787年に東部13州で成立した「連邦共和国」の理念やロジックのなかに、「自由」という大義を掲げて国土や勢力圏を膨張させる「自由の帝国 empire for liberty」(ジェファソン)への動因が既に多分に含まれていた、と指摘するものである(古矢2004: 43-54; ステファンソン2008: 305-308; 五十嵐2010: 24-35)。その他にも、アメリカ建国を理念的に支えた「共和主義」のなかには本質的に他者/外部を否定する論理が内在しており、ゆえにアメリカ共和政は常に「帝国」へと反転していく可能性があった、と説明するものもある(山下2010: 231-235)。これらはいずれも、それなりの説得力を含む指摘だと言えるかもしれない。しかしながら、これまでのところ、こうした説明が「建国の父祖」たちの政治思想を十分に検証した結果なされてきたとは、必ずしも言えないようである。そのうえ、本稿で明らかにするように、18世紀末の欧米では、「平和的な共和政」というパラダイムがかなりの影響力をもっていた。このことを前提にした場合、そのような言説空間のなかで誕生したアメリカ共和政がいかなる論理から後の軍事「帝国」化を許すような状況を生み出していったのかは、この両者に相関関係があるのであればなおさらのこと、思想的には検証すべき事柄であろう。ところが、これまでこの課題について、正面から取り組んだ研究は国際関係論以外でもほとんど見られなかった。したがって本稿では、ハミルトンならびにマディソンという2人の「建国の父祖」に限定してではあるが、この研究上の欠落を幾分なりとも埋めることを、ひとつの目的にしたい。この思想的な試みは、アメリカ「帝国」化の種子がその建国期に既に胚胎していたとの主張が聞かれる現在において、その主張の是非を判断するための部分的根拠を提供するのではないか。

以上のような意義に答えることを意識しつつ、本稿の議論を、以下の手順で進めていきたい。まず第II節では、「共和政は平和的である」と見なされた18世紀後半の欧米における知的コンテクストを、確認しておく。それを踏まえて、次の第III節では、ハミルトン・マディソンの順に、彼らが共和政の対外的性格をどのように捉えていたのかについて検討していくことにしよう。そして最後に、第IV節において結論ならびに今後への課題を簡単に述べることによって、本稿を閉じることにしたい。

⁸ アメリカを軍事的な「帝国」として表象する動きが9・11以降に広まった様子については、山本2006: 3-52; 藤原2009: 200-204などを参照のこと。

II. 平和的な共和政 18世紀末の欧米における知的文脈

(1) モンテスキューによって定立された「平和的な共和政」パラダイム

18世紀末における欧米の知的文脈のなかで、「平和的な共和政」というパラダイムの定立に寄与した人物としてはやはり、カントがすぐさま思い浮かぶはずである。彼は『永遠平和のために』のなかで執行権と立法権との関係を政体分類のメルクマールとして掲げ、その両者が融合した政体を専制政、分離した政体を共和政と定義づけた。この分離ゆえに、共和政においては、執行権をもつ統治者以外の人民の意志が、国家政策の表現である法律のなかに反映され得る。カントが共和政を「永遠平和への展望をもつ」政体と考えたのも、共和政に備わるこうした制度的特徴ゆえのことであった。戦争、もしくはそれへの不断の準備は通常統治者にはなく、一般の人民に経済的負担をはじめとしてさまざまな影響や被害をもたらす。したがってカントによれば、彼らの意志は、戦端を開こうとする決議に対し基本的に慎重な姿勢を示すにちがいない。統治者の一存によって立法を行なうことのできない共和政だからこそ、戦争はできる限り回避され、対外的平和の維持が常態になるはずであった（Kant 1923: 351-352）。

しかしながら、建国期アメリカにおける政治的言説への影響という観点からするならば、この有名なカントの定式も、さほど重要視すべきものとは見なし得ない。『永遠平和のために』は1795年が初出であり、新憲法の発効（1789年）から既に6年ほどが経過、あるべき共和政の形態をめぐって闘われた論争のピークは、もはやアメリカのなかでは過ぎ去っていたからである。しかも、この論議に関わった「建国の父祖」たちの政治思想は、ギリシャ・ローマにおける古典作家たちからのものを度外視するなら、カントのようなドイツ人ではなく、むしろ17・18世紀のイギリス人・フランス人の著作から圧倒的な影響を受けていた。なかでも、フランス啓蒙思想の代表的存在とも言えるモンテスキュー（Charles Louis de Secondat, Baron de la Brède et de Montesquieu 1689-1755）の『法の精神 De l'esprit des lois』（1748年）こそが、諸政体の種類や特徴を議論しようとした「建国の父祖」たちにとって、まずは参照すべき作品であった（Arendt 1963: 148-153; Spurlin 1969; Lutz 1984）。それにそもそも、カントの政体分類法に従うならば、共和政においてもっとも望ましい「支配の形態」は、執行権の保持者（統治者）が1人に限られている「君主政」ということになってしまう（Kant 1923: 352-353）。しかしこれでは、かつてイギリスによる君主政支配からの離脱を目指し、共和政「以外の政体は、アメリカ人民の精神とも革命の根本原理とも調和しない」（Madison 1999c: 211, No.39）と考えた「建国の父祖」たちにとって、具合のよいものではなかったであろう。1人に権力が集中する君主政と、人民が最高権力を有する共和政とでは、彼らの理解においては、双方まったく相容れないはずであったからである。それに、その違いは単なる政治制度上の違いに留まるものではなく、それらが帯びた社会的・道徳的性格の違いにすら、及ぶものであった（Wood 1969: 46-48, 91-93）。

一方モンテスキューは政体を3つに分類したが、そのなかにおいて、最高権力を保持する者の数によって、君主政と共和政とを明確に区別している（Montesquieu 1951: 239）。そのうえで、これら3政体（残りひとつは専制政）の防衛力を論じた『法の精神』第9編において、「君主政の精神は戦争と強大化であり、共和政の精神は平和と節度である」という、その後しばしば引用されることになった有名な定式を示したのである（Montesquieu 1951: 371）。よって、18世紀末のアメリカにおける言説空間のなかで、「平和的な共和政」というパラダイムがある程度の自明性をもっていたとするなら、それはなによりもまず、この「偉大なるモンテスキュー」「建国の父祖」たちは彼をしばしばそう呼んだ の主張がベースになっていた、と考えてよいだろう。ただモンテスキューは、なぜ共和政が平和的であるのかについて、実はそれほど明確

な説明を与えているわけではない。よく知られているように、彼は、共和政を動かす原理　その政体を動かす人間の情念　として、統治に参与する市民たちの間に公共善を優先する「徳」が必要であること、これを彼の別の言い方で表現すれば、「祖国への愛すなわち平等への愛」が必要であることを指摘していた（Montesquieu 1951: 227-228）。が、こうした「徳」または愛があるからといって、共和政は平和的であるとの結論が論理的に導き出せるわけではない。

おそらくモンテスキューは、以下の2点を根拠に、共和政は平和的なものだと考えたらしい。ひとつは、共和政国家は小規模なものでなければならないという当時の共和政論によく見られた、あのお決まりの定式に関係する。モンテスキューによれば、共和政国家が小さな領土しか持ち得ないのは、市民の全員ないしは一部が一箇所に集合して統治に参加しなければならないことに加え、小国においてのみ公共善がよく感じられ、知られ、近いものと見なされるからであった。それに対し大規模国家の場合は、国家全体の財産規模が巨大化するうえ、より多数の考慮すべき事情が生じるため、公共善の認識が曖昧となり、その結果人びとは公益よりも、むしろ個人的利益を優先させるようになる（Montesquieu 1951: 362）。共和政国家において市民の間に私益よりも祖国愛や他の市民たちとの平等を優先させる「徳」を育成・維持するためには、大国化はどうしても避けねばならなかった。よって他国の征服をしばしば目的とする「戦争」は、当然大国化を招くがゆえに、共和政の存続にとっては自殺行為となる（Montesquieu 1951: 363, 382）。共和政国家が軍備を整えるとしても、それは防衛のみが目的のはずであり、ゆえに共和政は、本質的に平和的となるはずであった⁹。

モンテスキューが共和政を平和的なものと考えた第2の理由は、18世紀ヨーロッパ社会における商業活動の拡大、およびそれに伴う「商業精神 *esprit du commerce*」の浸透とに深い関連がある。よく知られているように、モンテスキューは、商業は人びとの「破壊的偏見を癒す」と同時に、異なる国家に属す商売人同士を相互利益の観点から結合させ、その結果彼らを平和的な関係に導く、と見なしていた（Montesquieu 1951: 585）。しかもモンテスキューによれば、商業活動は君主や貴族が行なうべきものではなく、本来「平等な人びと」によって行なわれるべきものである。権力を保持するがゆえに信用が高くなる君主や貴族によって商業が行なわれてしまえば、それが独占を生み出し、結局彼らにばかり法外な富が集中してしまうからであった（Montesquieu 1951: 287-289）。ゆえに、人びとを平和へと導く商業は「平等への愛」を原理とする共和政との間により親和的な関係があることになり、したがってこの政体は、平和へと向かう属性を本質的に強く帯びている、ということになる。このようにモンテスキューが考えた、と解釈しても、さほどおかしくはないことだろう。しかしながら、注意しなければならないのは、モンテスキューにおける共和政と商業との関係は実は、それほど単純なものではない、ということである。

18世紀における共和政論の多くは、古代ギリシャ・ローマの共和政国家を着想源にしていた。そして古代人たちの間で共和国市民に不可欠とされた資質が、公共善のために私益を犠牲にする「徳」であった。モンテスキューが「徳」を共和政の原理として指摘したのも、こうした古典的共和政論の言わば「常識」に従った結果、と言えるだろう。ただしその「徳」の育成・維持のために何よりも必要だと彼ら古代人によって考えられたのは、個々の市民たちによる国家への軍事的奉仕であった。祖国の防衛や名誉のために命すら投げ出し得る気概を人びとの間に植え付けることが、公共善を優先する「徳」の涵養に役立つ、と考えられたのである。したがって、フィレンツェの共和主義者であるマキャヴェリ（Niccolò Machiavelli 1469-1527）の議論

⁹ このように、共和政国家が本性上小国であることからそれは平和的となる、という議論をモンテスキューに即して論じたものに、安武2004: 115-116、がある。

がその典型であるが、共和政国家を偉大にするものとしてこの市民の武装化（民兵制）を重要視する主張が、近世から近代初期にかけてしばしば輩出することになった。たとえばそのマキャヴェリによれば、古代ローマが帝国になり得たのは、自己犠牲的な戦士の「徳」が市民たちの間にあったからに他ならない（Machiavelli 1970: esp. pp.491-492）。ゆえにここでは、共和政の対外的性格もまた、むしろ膨張主義的ないしは好戦的なものと見なされることになる。そして、この種の共和政理解において、私益の追求を第一原理とし戦士の禁欲的文化とは真っ向から対立する商業は、本来共和政とは相容れない活動とされた。18世紀に共和政の樹立ないしは復活を夢見た知識人たち、たとえばルソー（Jean-Jacques Rousseau 1712-78）やアダム・ファーガソン（Adam Ferguson 1723-1816）が「徳」と商業とを対立的に捉え、後者を厳しく批判したのも、こうした伝統的共和政観を背景にしていたと言えよう¹⁰。彼らは商業の拡大による富の追求や奢侈がもたらす道徳的腐敗を攻撃し、祖国や名誉のための犠牲を厭わない戦士の「徳」が危機に瀕していることを、同時代人たちに激しく訴えたのである（Rousseau 1964: 376, 405, 428-429; Ferguson 1995: esp. 176-179, 206-209, 231-235）。

モンテスキューもまた、共和政における軍務は基本的に市民たちによって行なわれるべきものだとして主張（Montesquieu 1951: 303-304, 406）し、それに加えて、自己犠牲的な「徳」と商業精神とは根本的に対立するものだとも見なしていた（Montesquieu 1951: 586）。その意味では、共和政と商業との親和性は、ひとまず彼においても否定されていた、とすることができるだろう。ただしモンテスキューによれば、商業精神が質素への愛を育み商業活動が過度な不平等を引き起こさない範囲で行なわれるのであれば、それによる富の獲得もまた、けっして共和政とは矛盾しない（Montesquieu 1951: 280¹¹）。共和政下における商業は「経済/儉約 *economie*」のうえに成り立つものであって、それは君主政下における商業、すなわち奢侈や大量消費などに基づいて行なわれる商業とは異なる、というのが、その背景にあった彼の考えであった（Montesquieu 1951: 587）。したがってモンテスキューにおいては、ルソーやファーガソンなどとは異なり、商業が共和政を平和的にする、との主張を展開することがそれなりに可能となる。彼の理解では、ある種の商業の発展は、共和政の存立基盤「徳」の破壊に必ずしもつながらないからである。

このようにしてモンテスキューは、戦士の「徳」を重視する政体という意味で必ずしも平和的とは見なされなかったそれまでの共和政理解に対し、ひとつの転機をもたらした、と言える。それは、安武真隆が指摘するように、「徳」の維持や育成が困難になっていた18世紀の商業社会において、共和政国家が樹立される可能性にひとつの道を切り開くものであった、と考えてよいかもしれない（2004: 126）。ただその安武もまた、モンテスキューの共和政論の比重は圧倒的に、スパルタに代表される「軍事的共和政」をモデルにして論じられていた、と認めている（2004: 129）。しかも、モンテスキュー言うところの「商業的共和政」を樹立し得る可能性が当時高かったかという点、けっしてそうは言えない。18世紀の欧米社会に大変動を引き起こしていた商業は、経済的利益の追求が道徳的な縛りから解放されるなかで発展してきたものであり（ハーシュマン1985）、したがって共和政とは調和的と見なされた「質素」や「儉約」、「節度」などの精神を基盤にして成り立つ商業とは、既に大きく異なっていたからである。それに加えて、そもそもモンテスキューの共和政国家には、それが小規模の国家でなければならない、と

¹⁰ 商業活動の拡大により「徳」が危機に瀕していった言説状況を主として17～18世紀のイギリスのケースに即して論じた労作が、Pocock 1975: 401-505である。

¹¹ ここで論じられている政体は、厳密には「民主政」である。周知の通り、モンテスキューにおいて「民主政」は、貴族政と並ぶ共和政の一種に他ならない。

いう制約が存在した。

したがってモンテスキューが説いたような「平和的な共和政」は、彼の議論に忠実であろうとするならば、18世紀後半の欧米において現実に樹立することはかなり困難であった、と言わざるを得ない。しかし、にもかかわらず彼の『法の精神』の影響力によってもたらされたこのパラダイムは、君主政を排し共和政の樹立を目指したその頃の共和主義者たちにとって、ひとつの福音であった。それは他の政体に対する共和政の道徳的優越性を示すものであり、したがって彼らの大義にとって、強力な追い風になっただろうからである。ゆえに、明確な形ではないが、モンテスキューの議論のなかで示された商業と共和政との微妙な関係は、同時代人たちの間では必ずしもはっきりと意識されないままに、「平和をもたらす商業精神」と並んで「平和的な共和政」というパラダイムが、広く人口に膾炙していったのである。

以下、18世紀末の欧米言説空間におけるその様相を、簡単に確認しておくことにしよう。

(2) 18世紀末における「平和的な共和政」パラダイムの広がり

18世紀末の言説空間において、「平和的な共和政」パラダイムを展開した論者の筆頭に、アメリカの独立とも縁の深いトマス・ペイン (Thomas Paine 1737-1809) を挙げることができよう。彼は著名な『コモン・センス Common Sense』(1776年)のなかで、王や王位の存在が国内外に不和の種を蒔く君主政に対し、共和政は「より自然な原理」に基づいているがゆえに、そうした過ちを犯さない平和的な政体であり得る、と論じている (Paine 2003: 35)。同様の主張は『人間の権利 Rights of Man』(1791-2年)においても見られるが、ここでの理由づけは、むしろカントのそれに近い。つまり、戦争は権力や利益をもたらすがゆえに、「古い政府」はその継続を求めようとするが、しかし共和政では国民の利益しか追求されないがゆえに、戦争に突入することがない、というのである (Paine 2003: 254-255)。とは言え、共和政の対外的性格に関するペインの議論には、モンテスキューと共通するところも少なからず存在している。共和政を商業活動と親和的な政体と見なし (Paine 2003: 278)、その発展を平和への促進剤と考える点が、そのもっとも顕著な事例であろう。彼によれば、商業は「個人のみならず国民をも相互に役立たせることを通じて、人類を友情関係で結び付けさせるように働く平和的な制度」に他ならない (Paine 2003: 323)。ただペインもモンテスキューと同じく、その商業によって、祖国愛や軍事的防衛の精神が減退してしまうことを憂いてもいる (Paine 2003: 47)。ゆえに、アメリカ独立戦争時の軍隊について述べた際にも、それに全面的に頼ることがベストとは言えないという条件を付けながら、やはり民兵こそが最高の軍隊だ、と彼は称賛したのであった (Paine 2003: 76)。このようにペインにおいては、商業と共和政との緊張関係や矛盾が意識されつつも、「平和的な共和政」と「平和をもたらす商業精神」というモンテスキューの2つの公式が同居しているのである。

もちろんこの時期の知識人すべてが同じように、共和政の対外的性格を平和的だと捉えていたわけではない。たとえば、「建国の父祖」たちもしばしばその著作を参照したというデイヴィッド・ヒューム (David Hume 1711-1776) は、共和政を本質的に好戦的な政体だと見なしていた。彼によれば、共和政は、国内の党派対立から生まれるエネルギーを外部に向けようとするその属性ゆえに、「対外拡張の『野心』」を本性としてもつ拡大型の政治体制」(犬塚2004: 140)である。しかもヒュームにとって、市民たちが気ままにふるまい党派間対立を抑止できない共和政は、それらが人びとの自由を侵害しかねないという意味で、根本的に危険な政体であった (Hume 1994: 5, 31-32)。とは言え、その彼も商業の発展や繁栄、奢侈や技芸の進歩がいずれも人びとを軍事的な事柄から引き離してゆくと考えていたこと、しかもその商業が、基本的に「自

由な政体」 彼が挙げるその事例のほとんどは、古代ギリシャや近世イタリア・オランダの共和政体 において繁栄すると見なしていたことは、やはり注目しておいてよい。ヒュームは「商業は・・・尊敬すべきものと見られないがゆえに・・・専制政府下では衰退しがち」だと述べ、フランスの絶対君主政下では、商業がまったく発展しないとは言わないまでも、それに有害な要素が存在している、とも考えていた（Hume 1994: 54-55）。ここにおいて、ヒュームの議論は、平和的な「商業的共和政」という見方を示したモンテスキューのそれと、かなり近接することになる。

これら影響力ある論者たちの議論を通じて、共和政の対外的性格を平和的と見なすパラダイムは、18世紀後半におけるヨーロッパの言説空間において着実に広がっていった、と言ってよい。そして当時、その共和政をまさに樹立しようとしていたアメリカでも、同様の傾向が見られたのである。たとえば、憲法制定会議にサウス・カロライナ代表として参加したチャールズ・ピンクニー（Charles Pinckney 1757-1824）は、その会議中の発言のなかで、「征服や他の列強との間で覇権をつかむことは、共和政の目的ではないし、そうあるべきでもない」と主張している（Farrand 1911: 402）。そのピンクニーは中央集権化を進める新憲法案を支持した人物であったが、しかしそれに反対した人たちの間でも、このパラダイムは頻繁に主張されていた。実際のところ、モンテスキューの共和政論に忠実であろうとした場合、こうした反対派たちアンティ・フェデラリストの方が、彼の議論はよほど受容しやすかったかもしれない。というのも、中央連邦政府に対し各邦（州state）の主権や独立性を守ろうとした彼らの立場こそ、小規模国家を共和政国家のあるべき姿と考えたモンテスキューの議論と、むしろ調和的と言えるからである。しかも、新憲法案に示された平時における常備軍の設置、ならびに各邦（州）所属の民兵に対する中央政府支配の強化に対し、それらを自由への脅威として反対を唱えたのが、これらアンティ・フェデラリストたちであった（Main 1961: 146-148）。この考え方は、国防は基本的に邦（州）レベルで、それも民兵を中心に行なうべきだ、という建国期のアメリカにおいて深く浸透していた考え方である¹²が、この点でも、主に伝統的な戦士の「徳」を中心にその共和政論を展開したモンテスキューの考え方と、むしろ相通じるものがあったと言える。ゆえに、このフランス啓蒙思想家の影響を受けつつ、アメリカのなかで広まった「平和的な共和政」というパラダイムは、新憲法案反対派の間においても、広く観察されることになったのである。

たとえば、ヴァージニアの農園主でアンティ・フェデラリストの代表的存在であったパトリック・ヘンリー（Patrick Henry 1736-99）は、同州の憲法批准会議で新憲法の採択反対論を展開した際に、以下のような言葉を残している。「紳士諸君、今やアメリカの精神が、中央集権化の縄や鎖の助けによって、この国を強く巨大な帝国に変えんとしている。[しかし]たとえあなたがたがこの国の市民を単一の大規模な集権的アメリカ帝国の臣民になるよう同意させたとしても、その政府に、彼らをまとめ上げるほどの十分な力はないだろう。そのような政府は、共和主義の精神とは相容れないものなのである」（Ketcham 1986: 208 傍点筆者）。『ザ・フェデラリスト』のもっとも手強い論争相手と見なされた「ブルータスBrutus¹³」によれば、新憲法の推進者たちは、国防の名のもとに、中央政府の軍事力増大を狙っている。が、アメリカは「自分たちの間における徳と幸福の実現」のみを視野に入れていけばよい、というのが、ブルータスの考えであった。なぜなら、「私的な争いのための復讐、あるいは妻・愛人・寵臣に加えられた侮辱に対

¹² アメリカにおいて常備軍に対し民兵を重視する伝統が建国期に広まった事情については、斎藤 1992: 313-368などが詳しい。

¹³ 「ブルータス」はロバート・イエイツ（Robert Yates 1738-1801）だというのが、今日での通説である。

する処罰のために、諸国の人口を減少させ、何千人もの無辜の民を惨殺するという栄光は、ヨーロッパの君主たちに任せて」(Bailyn 1993: 693 傍点筆者)おくべきだからである。「アグリッパ Agrippa」という匿名を使って新憲法案反対論を展開したジェイムズ・ウィンスロップ (James Winthrop 1752-1821) も、共和政は「不必要な戦争を防ぐ上で計り知れないほどの強みを備えている」と主張している。共和政体下にある邦議員は自分たちの選挙区における選挙民たちの利益 公益すなわち公共善 と密接に結びついているため、外国の影響下に入った手先になったりすることがない、というのが彼の示したその根拠であった (Bailyn 1993: 772-773)。

このように、18世紀後半における大西洋の両岸では、「平和的な共和政」というパラダイムが、「平和をもたらす商業精神」という定式と並んで ときに関連付けられたりして かなりの程度定着していた。よってこれに伴い、かつて戦士の「徳」を養うものとして重要視されていた民兵制も今日ではさほど必要ではなく、常備軍に国防を委ねるほうがかえって好都合である、との指摘すら現れるようになっていたのである¹⁴。とは言え、先にも述べたように、民兵制を重視し常備軍を自由への脅威として敵視するアメリカの伝統は、あらゆる党派を越えて、「建国の父祖」たちの間に浸透していた。またモンテスキューの議論に典型的に見られるように、「平和的な共和政」パラダイムが古代ギリシャや近世ヨーロッパに見られた小規模共和国を前提に主張されていたということは、大規模な「連邦共和国」を樹立しようとしていた「建国の父祖」たちにとって、やはり具合の悪いものであったろう。それに、当時最大の商業国家であったイギリスが独立後もアメリカにとって最大の軍事的脅威であったことを鑑みるなら、「商業が平和をもたらす」との定式もまた、彼らにとってはそれほど信用が置けなかったはずである。したがって、18世紀後半のアメリカ知識人たち、特に新憲法を支持していた人びと アンティ・フェデラリストたちに比べ、モンテスキューの共和政観とは多くの点で合致しない共和政観を抱いていた人びと の間では、「平和的な共和政」パラダイムの刷新もまた、アメリカにふさわしい形態の共和政国家が構想される一方で、行なわれる必要があった。それは、自分たちの支持する共和政 「連邦共和国」 の道徳的優越性を示すためにも、おそらく不可欠なことであったろう。

その作業がどのような論理のもとに行なわれたのかを、新憲法支持派の代表的存在であるハミルトンとマディソンの議論に焦点を絞って、以下検討していくことにしたい。

III. 共和政の対外的性格と「建国の父祖」たち

1. アレグザンダー・ハミルトン

(1) ハミルトンの生涯

いわゆる「建国の父祖」たちのなかでもハミルトンほど、特異な経歴をもった人物は稀であろう。英領西インド諸島のネーヴィス島に庶子として生まれた(1755/57年)彼は、とある新聞への寄稿を端緒にして、1773年、アメリカのニューヨーク邦へと移住する。まもなく始まった独立戦争においては、アメリカ大陸軍に参加し、その間に陸軍最高司令官であったワシントン

¹⁴ アダム・スミスは、こうした考えを主張した当時の代表的な人物である。『諸国民の富The Wealth of Nations』(1776年)第5編第1章第1節「防衛費について」における彼の議論 (Smith 1976: 689-708) を参照のこと。

を補佐する副官の地位に就いたことで、後に政界で活躍する地歩を築いていった。退役後は弁護士として名声を博す一方、フィラデルフィアで開催された憲法制定会議（1787年5～9月）の邦代表に選ばれ、連邦政府の設立を主眼とした新憲法案の採択に尽力する。マディソンならびにジェイとともに彼が『ザ・フェデラリスト』を執筆したのは、この頃のことであった。1789年に第1次ワシントン政権が発足すると、今度はアメリカの初代財務長官に就任。その任期中に中央銀行の設立や公信用の確立といった経済政策を推進し、新興国アメリカにおける経済システムの整備に重要な役割を果たした。財務長官の地位は1795年に退いたものの、ジョン・アダムズ政権下でフランスとの軍事的緊張が高まった1798年には、ワシントン指揮下の「臨時軍」で、筆頭副官の地位に就任している。しかし90年代初頭からマディソンらが率いる「共和派 Republican」と激しく対立するようになり、「1800年の革命」（ジェファソン）によってハミルトンの属した「連邦派 Federalist」が政争に敗れると、彼の政治的影響力もまた同時に低下していった。1804年、政敵アーロン・バーとの決闘による負傷がもとで、半世紀弱の生涯を閉じている。

(2) 『ザ・フェデラリスト』におけるハミルトンの「平和的な共和政」パラダイム批判

以上のような彼の略歴からも明らかなように、政治から経済、軍事に至るまで、アメリカ建国期における様々な分野の第一線で活躍したのが、ハミルトンであった。しかしこの多様な遍歴にもかかわらず、彼が一貫して注意を注ぎ続けていたのが、建国間もないアメリカの対外関係であったと言われている（Stourzh 1970: 148、斎藤1992: 387-388）。では、そのような関心をもっていたハミルトンは、共和政の対外的性格に関して、いかなる考えを抱いていたのであろうか。

実はハミルトンは、『ザ・フェデラリスト』第6篇のなかで、この問いに対する一見明白な答えを与えている。その答えとはすなわち、一般に共和政は平和的だということがよく言われるが、しかしその説には実のところ何の根拠もない、というものである。ハミルトンのこうした結論は、彼自身が人間性のなかに多くの弱点を見出していたこと、そしてそうした弱点は理性によっても十分に克服できないと認識していたことに、深く関連している。彼によれば、「人間は野心的で悪意に溢れ、しかも強欲的」（Hamilton 2001e: 176, No.6）な存在である。したがって彼らの間に争いが止むことはなく、それと同様の事情から、隣接し合っている独立主権国家の間に調和が継続することもあり得ない。事実、人類の歴史は、すべての国家において、人間のもつ野心や欲望によって、攻撃や征服が繰り返し生じてしまうことを示してきた。確かに、君主自身やその取り巻きの個人的欲望が原因となって、君主政国家が引き起こしてきた戦争の数は、数え切れないほどある。が、同様に共和政国家においても、少なくとも一部の国民の間に似たような衝動が生まれ、その結果生まれた戦争の事例は、枚挙に遑がない。「反感や偏愛の気持ち、対抗心、あるいはたとえ不正であっても獲得したいという欲望は、国王のみならず国民にも働いているのではないだろうか」（Hamilton 2001e: 179, No.6）。共和政のもとで実行される政策には、一般国民の意見や利益が反映されるため、彼らに不利益や被害をもたらす戦争は、普通実行されにくくなる。これはカントやペインによって提示された「平和的な共和政」の根拠であるが、しかしハミルトンからすれば、こうした根拠はまったく歴史的な検証に耐えないものであった。

注目すべきは、「商業精神は人びとの習俗を穏やかにし、戦争へとしばしば駆り立ててきた激しやすい気性を取り除く傾向をもつ」（Hamilton 2001e: 178, No.6）というテーゼもここで、ハミルトンが検討に付していることである。これは明らかに、アメリカでも人口に膾炙していたモ

ンテスキューの「商業精神」論を、彼が強く意識していたことの結果だと言えよう（Stourzh 1970: 149-150）。しかしここで、彼の下した結論はやはり、そのようなテーゼには何の経験的根拠もない、というものである。ハミルトンは、歴史上の共和政国家のうち通商取引に力を入れていた「商業共和国 commercial Republic」に着目し、その事例として、古代ではアテネとカルタゴ、近世ではヴェネチアとオランダとを挙げている。が、そのいずれの共和政国家も、スパルタやローマといった軍事的性格の強い共和政国家、あるいは君主政国家に負けず劣らず、他国に対し度々攻撃的な侵略戦争を仕掛けてきたという。ハミルトンによれば、このようなことが生じてしまうのは、富への愛もまた権力欲や名誉欲と同様、人びとの情熱を支配し、野心を掻き立てるものだからに他ならない。「かつて領土や支配への欲望から起こされたのと同じくらい多くの戦争が、それ[商業]が諸国民の支配的なシステムになって以来、商業的な動機に基づいて引き起こされてきたのではなかったか」（Hamilton 2001e: 179, No.6）。商業活動が国民の間で活発になり、他国との通商が拡大したからといって、それが国家間の友好や親善につながるとは限らない。むしろそうした関係の深化が相手よりも通商上の優位に立つこと、あるいは相手の優位を許さないという欲望を人びとの間に喚起する。その結果、そうした欲望を実現する手段として、人びとは他国に戦争を仕掛けるようになる、というのがハミルトンの考えであった。

以上のように、ハミルトンは、モンテスキューに対する批判を展開しながら、「平和的な共和政」というパラダイムを全面的に否定していた、とひとまずは言える。しかしながら、共和政の対外的性格に関するアメリカ建国期の国際政治思想に関心をもつ本稿において、彼についての話を、以上で終えることはできない。なぜなら、この『ザ・フェデラリスト』第6篇で批判的に扱われている共和政国家は、いずれの場合も、古代から近世に現れた歴史上の小規模共和政国家ばかりだからである¹⁵。そもそもここでのハミルトンの目的は、アメリカ「国内」において各邦（state）の独立性が高い現状を解消し、それらすべてが中央連邦政府のもとに結合する必要性を説くことにあった。要するにこの1篇は、アンティ・フェデラリストが古代や近世の小共和国をモデルに展開した州権（邦権）論への批判を目的にして、執筆されたものだったのである。ハミルトンによれば、たとえ各邦は共和政であっても、その各々に主権を認めている現状では、諸邦間戦争が常に発生し得る。このままではアメリカで「内戦」の生じる危険があるのであり、ゆえに新憲法の採択を通じて、各邦を結合させる「連邦共和国」を結成しなければならない。これこそ、ハミルトンが展開したここでの主張であった。したがって、共和政国家の歴史に新局面を切り開いた広大な地理的範囲を有するアメリカの場合でも、「平和的な共和政」パラダイムをハミルトンが否定していたのかどうかは、この『ザ・フェデラリスト』第6篇の記述からだけでは、にわかには判断し得ない。ゆえに、ここではさらにもう一步踏み込んで、このアメリカ式の大規模共和政国家もまた平和的でない、と彼が考えていたのかどうかを検討する必要がある。

そこでまず、ハミルトンが新憲法の採択により誕生した（するはずの）「連邦共和国」をいか

¹⁵ 実はハミルトンは、「商業共和国」もまた平和的とは言えないことを証明する歴史的な諸事例として、カルタゴ・ヴェネチア・オランダの各小規模共和国における好戦性に触れた後、中規模の領土をもつイギリスにも言及している。しかしこれは、彼がイギリスもまた共和政国家と見なしていたから、というわけではない。確かに、イギリス議会には下院においてイギリス国民の代表が選出される制度がある、という意味で、それは共和政国家とも類似した性格をもつ。が、ハミルトンのここでの目的は、商業活動に広く携わっているこの国民もまた、やはりその通商上の利益を満たすためにしばしば戦争を引き起こしてきた、という事例を示すことにあった。つまり、彼は「商業共和国」が平和的でないという彼の主張をさらに裏付けるために、ここでイギリスの事例を付加したのである。Hamilton 2001e: 180-181 (No.6) を見よ。

なる意味で共和政国家だと考えていたのか、あるいは、どのような共和政国家であるべきだと考えていたのか、確認することから始めよう。

(3) ハミルトンの共和政論

まずハミルトンにおいて、その共和政はけっして「民主政」であってはならなかった。というのも、彼にとって、古代共和国に見られたような一般市民が直接統治に参与する「純粋な民主政 pure democracy」は、きわめて危険なものだったからである。「古代の民主政は・・・よき統治に関する特徴のひとつすら帯びることはなかった。その真の性格は暴政であり、その姿は歪んでいた。人びとが集まったとき、その論議の場は統制のとれない群衆の様相を呈することになった。そこでは、熟慮が不可能であったのみならず、あらゆる非道な行為への伏線が準備されたのである」(Hamilton 2001f: 489)。またハミルトンは、「民主的な議会 democratic assembly」によって国家の諸政策が決定・実行される政体に対しても、信用を置いていなかった。こうした立法議会の議員は一般市民によって選出されるわけだが、それは人びとの気まぐれや暴力的な熱情が国家の方向性に直接反映することに他ならない。したがってこの種の「民主政」もまた、ハミルトンからすれば、共和政の原理とは本来相容れないものであった (Hamilton 2001d: 156-157, 164)¹⁶。

ではハミルトンにとって「民主政」的ではない共和政とは、いったいどのようなものであったのだろうか。実を言えば、ハミルトンが「共和政」という概念でいかなる特徴をもつ政体を意味していたのかは、必ずしも明瞭ではない。彼が専制政に反対し自由な統治への支持を表明していた (Hamilton 2001e: 196-197, No.9) ことからすれば、「民主政」を拒否した彼ではあるが、個人における市民的・政治的自由の存在が彼の考える共和政においても主要な特徴だったことは、間違いがないと言えよう。しかし、ハミルトンが共和政について言及するとき、その政体が入びとの自由・財産・安全の保障といった公共善、あるいは公共の福祉を適切に提供しているかどうか、明らかに彼における関心の中心に位置していた¹⁷。つまり、ハミルトンにとっては市民たちによる政治参加 インプット が十分に行なわれているかどうかよりも、当該政府が「よき統治 good government」を行なっているかどうか アウトプット が、共和政を他の政体から区別する重要なメルクマールだったのである。

したがって、ハミルトンが示した理想的な共和政は、「民主政」的な立法議会や人民がもつ権力の行き過ぎをチェックし、国民全体の利益を慎重に理解しながらそのための政策を安定的に遂行できる、「強力な行政部 vigorous executive」を備えた政体、という姿をとることになった (Hamilton 2001d: 156-157, 164; 2001e: 383-384, No.71)。というのも、彼によれば、外部からの攻撃に対して社会を守り、法を着実に執行し、また野心的な企てや派閥化・無政府状態から自由や財産を保護する「よき統治」は、こうした行政部の存在なしには実現し得ないからである (Hamilton 2001e: 374, No.70)。もちろん、この強力な行政部の存在を強調するハミルトンの姿が、特に彼に敵対する者たちの間で、彼を君主政支持者であるかのように見せたとしても、当時の文脈においては、それほど奇異なことでもなかったであろう。実際、ハミルトンはフィラデル

¹⁶ 議会を中心に行なわれる「民主政」に対して批判的だったのは、ハミルトンのみならず新憲法案の制定に賛成した多くの「建国の父祖」たちに共通する。彼らは各邦 (state) の政治がこのような民主政の弊害を通じてアメリカを危機的状態に陥れていると考え、その矯正策として、民主政の行き過ぎの是正を狙った権力分立制の考えに基づく新憲法を支持したのである。彼らの民主政に対するこのような見方については、ウッド1989: 38-45を参照のこと。

¹⁷ こうした論じられ方をしたハミルトンの発言や記述として、たとえばHamilton 2001d: 164; 2001e: 174といった箇所を参照。

フィアで行なわれた憲法制定会議において、「イギリス政府は世界のなかで最善である」というきわめて問題の多い発言を残してもいる (Hamilton 2001d: 156)。ただ一方で彼は、「君主政における自然な病理」が専制政への墮落であることもまた、十分に理解していた (Hamilton 2001b: 100)。要するにその発言の主旨は、イギリス君主政をよしとするところにあつたのではなく、それが強力な行政部の存在により、「よき統治」の実現に当時もっとも近づいていたことを指摘するところにあつたのである。そもそもハミルトンによれば、強力な行政部の存在は、共和政の原理とはまったく矛盾しない。その行政部が人民に適切に依存し、適切に責任を負っている限り、その政体は共和政と呼び得るものだったのである (Hamilton 2001e: 375, 380, No.70)。

なぜハミルトンは、「よき統治」の実現のために、強力な行政部の存在が不可欠だと考えたのだろうか。ここでまず確認しておきたいのは、彼が中央連邦政府の果たすべき役割について、以下のように表明していることである。「連邦によって果たされるべき主要な目的は、次のとおりである 連邦構成員の共同防衛、外国からの攻撃および国内の騒乱に対する公共の平和の保持、他国民および諸邦間における通商の規制、外国との政治的ならびに商業的交流の管理」 (Hamilton 2001e: 253, No.23)。要するにハミルトンにおいては、安定した対外的関係の確立こそが、新興国アメリカの最重要課題 そしてそれは国民にとっても善きこと であつた。彼がこのような考えを抱いたのは、独立達成後も国際情勢が依然アメリカにとって危機的であつたことに加え、司令官の1人として参加した独立戦争時における彼自身の体験が大きく関わっていた、と言われている。物資や食糧の供給が適切に行なわれていなかったアメリカ大陸軍は、兵士たちの士気も低下し、イギリスに対し勝利を得るにはしばしば程遠い状況に陥っていた。ハミルトンによれば、このような事態を招いたのは、各邦代表者の連合体に過ぎなかつた大陸会議 Congress に迅速かつ一貫した指揮を執るだけの権限も財力もなく、その結果それぞれの邦が、自由気ままに徴兵や私益の追求を行なっていたからであつた (Hamilton 2001a: 70-76)。そのうえ、このようなアメリカ軍が最終的に勝利し得たのはフランスの援助によるところが大きく、しかし外国に自国の安全が左右されてしまう状況は、ハミルトンにとっては克服すべき大きな課題であつた (Hamilton 2001c: 104-105)。したがって、このような独立戦争時の状態を改善すること 全体への統制がとれ一貫した指導力を発揮できる政治システムや、安全保障上における自国の独立を確実にすること ができなければ、アメリカは再び窮地に陥りかねない、との認識が彼に生まれる。このような危険を避けるためにも、ハミルトンによれば、アメリカは新憲法により中央連邦政府を設立してそれまでの過度の分権性を解消するとともに、国力を増大させ、独力で自国の安全を確保できる政策を推進しなくてはならなかつた。つまり、彼から見てこのアメリカ喫緊の課題を成就するためには、強力な権限を備えた行政部が必要だったのである。

実際、国力の増強や国家的独立の根幹である軍事力の整備という点において、ハミルトンは、行政部が強力なイニシアティブをとることを主張している。彼は、『ザ・フェデラリスト』第23篇のなかで、「国民の安全が危険にさらされる状況は無限であり、したがってそれへの配慮が任されている権力に憲法上の制約を課すことは賢明でない」 (Hamilton 2001e: 253, No.23) と指摘し、国防や安全保障に関する事柄については、それを統制管理する行政政府には何らの制限も加えられるべきでないと論じた。これでは行政側のイニシアティブがあまりにも認められ過ぎともいえようが、いずれにしてもこの主張は、ハミルトンがいかに新興国アメリカの安全保障を「強力な行政部」に託していたかを示すものだと言える。

ハミルトンが1790年代初頭に財務長官という行政官の立場で推し進めたさまざまな経済政策、あるいはその計画も、自国の安全を確保するという課題の実現にその主眼が置かれていた。と

りわけ、彼が連邦議会の要請に基づいて提出した『製造業に関する報告 Report on the Subject of Manufactures』(1791年)のなかに、そうした意図が顕著に現れている。彼は同報告書のなかで、「製造業の繁栄」が「一国の富のみならずその独立および安全とも実質的に結び付いている」と指摘し、さらに「衣食住や防衛の手段」を自給できなかったことが、先の独立戦争の継続を著しく困難にした、と論じた。そのうえで、その改善を行なうことこそ、中央連邦政府が速やかに取り組むべき重要な課題だと主張したのである(Hamilton 2001g: 691-692)。ところが実は、ハミルトンが「強力な行政部」を通じて行なった、あるいは行なおうとした経済政策は、さらに深いところでも、国家防衛という目的に繋がっていた。彼の認識によれば、建国期のアメリカでは既に多くの人びとが農業や商業に関連する職に就いており、したがって戦士の「徳」を備えた市民たち 民兵 に国防を委ねる伝統的な共和政国家は、もはや現実的なモデルではあり得ない(Hamilton 2001e: 192-193, No.8)。そもそも(後に述べるように)ハミルトンは、防衛力としての民兵に対して高い信頼を置いておらず、ゆえに国防は常備軍に頼るべきだというのが、彼の基本的な考えであった。が、しかし他方で彼は、戦士の「徳」のように、市民たちに祖国愛や公共善への関心を抱かせるものがアメリカの共和政国家にも必要である、との認識も同時に抱いていた。商業が発展するなかで人びとが私益の追求のみに汲々とし、国家への公的奉仕を忘却した状態では、やはり対外的危機における祖国の防衛が覚束なくなるからである。そこでハミルトンは、中央連邦政府の経済政策により人びとの私益を満足させることを通じて、商業の時代のアメリカにふさわしい公共精神の育成を図ろうとした。つまり、同国の経済システムに対する信用度の改善や産業活動の活発化をもたらす政策を推進し、すべてのアメリカ国民が多かれ少なかれ経済的利益を享受できる状態を政府主導によって創り出すことで、彼らの間に連邦政府への愛着ならびに利害共同体としての国民意識を植え付けようとしたのである(中野1993: 47-105)。これによって、古代共和国に見られたような武装市民ではなくとも危急存亡の際には自発的にアメリカ国家に奉仕しようとする市民たちの育成が、経済に関する諸政策を通じて目指されたのであった(Walling 2006: 264-267)。

以上のように、既に商業化の波が訪れていた時代において、大きな権限を備えた活力あふれる行政部を中心にして、対外的安全や独立の確保が目指される国家が、ハミルトンにとって、新興国アメリカにふさわしい共和政国家の姿だったのである。

(4) ハミルトンにおけるアメリカ型共和政国家の対外的性格

ハミルトンにおける「連邦共和国」の内容を確認し終えたところで、「共和政は平和的か」という本稿の関心に戻ることにしよう。一見したところ確かに、アメリカの現実を前に構想されたこの「強力な行政部」をもつハミルトンの共和政国家は、平和的と見なすには、あまりにも強権的な雰囲気を感じると言えよう。ゆえに、たとえばポーコックは、ハミルトンが実現しようとしたアメリカはマディソンのそれとは対照的に、支配と拡張によって特徴づけられるカエサル的な「商業・軍事帝国」であった、と結論づけている(Pocock 1975: 529-531)。しかしながら、ここで留意すべきは、ハミルトンの関心は基本的にアメリカ国家の防衛に置かれており、けっして領土の拡張にはなかった、という事実である(Harper 2004: 273-274)。確かに彼は、「国家理性 reasons of state に基づく攻撃的戦争を行なわないよう政府の手を縛ることを指して、それを「政治における新規かつ不合理な実験」(Hamilton 2001e: 312, No.34)だと述べるなど、好戦的とも言える記述や発言を残してもいる。したがってこれが、行政部の強化とそれによる国力の増大や軍事力の整備などを訴える彼の姿と結び付けられるとき、ハミルトンがアメリカを「英雄国家 heroic state」にしようとしていたという結論(Kramnick 1988: 26-29)に

なったとしても、それほどおかしくはない。しかし、1793年にフランス革命政権とヨーロッパ列強との間で戦争が勃発したとき、ハミルトンは、アメリカが中立を宣言してこの戦争に関与しないことを支持しながら、同国の「真の利益は平和の維持にある」(Hamilton 2001h: 803)と主張していた。彼が行政部に軍事力整備のための制約なき権限を与えたのも、「共同体の防衛および保護のためには、その効果的な実行のために必要とされるすべての事柄を行なう権能に制限があってはならない」(Hamilton 2001e: 254, No.23 傍点筆者)からであって、必ずしも版図の拡大が意図されていたわけではない。したがって、ハミルトンの共和政は平和的でない、との結論を単純に下すことには、いささか問題があると言えるだろう。

事実、ハミルトンの目指していた共和政国家が好戦的あるいは膨張主義的とは言えないことを示す、幾つかの証拠が存在する。第1に、彼は防衛に必要な軍備もそのための制度も早急に整えるべきだと繰り返し主張したが、軍備の歯止めなき拡大については、警戒を怠ってはいなかった。安全保障に対する過ぎた関心が自由への脅威にもなり得ること、また彼が整備と強化を支持していた常備軍が自由にとっては有害であることを、彼もまた深く認識していたからである(Hamilton 2001e: 191, No.8)。とは言え、ハミルトンによれば、すべての軍隊を常備軍ではなく民兵のみで編成することは、独立戦争時における彼の経験に照らし合わせてみても、明らかに不合理であった(Hamilton 2001e: 267, No.25)。民兵による国土防衛は、緊急の際に大規模な兵力を迅速に動員するという点において著しい欠陥があり、経済的な面から見ても、特に平時において人びとを通常の生産的な仕事から引き剥がすという点で、問題がある。したがって彼は、常備軍の保持を容認しつつ、しかしそれが必要以上に拡大しない制度や政策に対し、支持を与えたのであった。軍隊の維持費に対する2年以上の継続的支出を、議会の承認がない限り禁止することや、海軍の増強によって海外からの侵略を防止する代わりに国内の軍隊を小規模にするといった提案が、そうした制度や政策の最たるものである(Hamilton 2001e: 194-195, No.8; 260, No.24)。もちろんこれらの提案は『ザ・フェデラリスト』のなかでなされたものであって、したがってそれらは新憲法案への支持調達を目的にした政治的便宜に過ぎない、と解釈することも、可能ではあろう。しかし、軍備を限定的にしようとするこのようなハミルトンの姿勢が、1790年代末にナポレオン指揮下のフランスと緊張が高まった時期にも依然として維持されていたことは、注目されてよい。彼は、一方でそのときに結成された「臨時軍」を永久化させることを目指したが、他方で、ヨーロッパ情勢が一旦安定化したならば、その軍隊を最小限のレベルに縮小することも提言していた(Harper 2004: 236)。このような点を考慮するならば、建国期を通じて強力な常備軍の結成を夢見ていたハミルトンではあるが、その彼を「アメリカ軍国主義 militarism の権化」(Kohn 1975: 286)と評してしまうことは、明らかに言い過ぎであろう。

また新興国アメリカが西部へと拡張していくことについても、ハミルトンは、基本的に抑制的であった。独立時のアメリカは既にミシシッピ川までその領土を拡大していたが、ジェファーソンなどとは異なり、それ以上の拡大はアメリカ共和政の自殺行為であると彼は考えていたからである(中野1993:102-103)。ハミルトンは確かに、アメリカにおける商業の発展や平和の実現といった「国益」の観点から、ミシシッピ川河口にあるニューオリンズやフロリダの獲得は武力を用いても行なうべきだと主張していた(Hamilton 2001j: 995; 2001k: 996)。しかしながら、1803年に当時のジェファーソン政権がフランスからルイジアナを購入してアメリカの版図を西部へと拡大したとき、彼はその政策に対し、激しい反対を唱えた。この拡張が人びとの居住地を拡散し、人口希薄地帯を作り出すことによって、連邦政府そのものが解体するのではないか、との危惧を抱いたからである(Hamilton 2001k: 999)。これは、政府の存在があまりにも遠方かつ不可視になってしまうと、人民の政府に対する愛着は薄れ、国民としての一体感

も喪失を招く、というハミルトン独自の理論から来る認識であった。こうして人民の支持を得られなくなった政府は当然、秩序維持のために、より多くの武力に頼るようになるだろう (Hamilton 2001e: 276-277, No.27)。つまり、「平和的な共和政」の状態を国内的に維持するためにも、彼の理解によれば、版図の拡大は好ましくなかったのである。

共和政が膨張的であってはならないとする彼の主張は、革命後に誕生したフランス「共和政」に対するハミルトンの態度にも、間接的に表れている。同じ「共和政」であることを理由にしてフランスとの同盟や協力を推進しようとしたアメリカの同胞たち「共和派」に対し、彼は明確に反対する立場の論陣を張った。その際、そうした立場を貫いた理由のひとつに、彼が「共和政フランスの対外政策に帝国主義を読みとって」(中野1993: 191)いたことが、深く関係していたものと思われる。つまり、彼にとって隣国に侵攻することをいとわない革命フランスは、それがたとえ「共和政」を謳っていたとしても、アメリカに誕生したものとは異質の政体だったのである。それは、彼の認識においては、むしろ一般民衆が暴走した専制政、彼の別の言い方で呼べば、「民主政」に他ならなかった (Hamilton 2001i: 833-834)。真の国益の実現を目指す「よき統治」が行なわれる共和政は、膨張主義的な「帝国」であることと調和しないこれこそ、アメリカ新共和政に対するハミルトンの理解だったのである。

以上のように、「強力な行政部」の存在に特徴を持つハミルトンの共和政は、その最初の印象とは裏腹に、必ずしも好戦的あるいは膨張主義的な性格を持つてはいなかった。専守防衛に徹しているとまでは言い難いが、いたずらに戦争を仕掛けることはしないという程度に、それは「平和的」なものであった。もちろんだからと言って、ハミルトンがそのとき、小規模な(商業的)共和国を前提にしたモンテスキューのそれに代わる新しい「平和的な共和政」パラダイムを提出しようとしていたかという、けっしてそうではあるまい。そもそも彼は、建国期アメリカにおける第一級の「政治家」であり、したがってハミルトンの支えようとした共和政が「平和的」であったのも、基本的には彼がアメリカの「国益」を追求した結果であった。つまり、大規模な領土をもつアメリカの国力を、伸長著しい商業や製造業の促進によって強化しつつ、対外的脅威に対抗できる力をこの新興国に備えさせることが、彼にとって「国益」だったのである。そして、こうした「国益」を満足させるためにも、過剰な軍備や無用な戦争は、政策的に回避する必要があった。

しかしながら、新しくアメリカに誕生した「連邦共和国」は古代共和政のように小規模である必要はないが、それに備わる「強力な行政部」が祖国愛や共同体感情を国民の間に喚起できる程度には、その領土的規模は限定的でなくてはならない、というハミルトン独自の理論は、やはり一般的な意味合いをもつと言えよう。彼によれば、共和政の領土がむやみに拡大することは、行政部主導による「よき統治」をゆるがせにするという意味で、その共和政の崩壊すら招きかねない。したがって、アメリカのような広大な規模をもつ共和政国家の場合でも、その共和政の安定と繁栄のためには、防衛に努めつつ、基本的に平和を維持することが必要であった。こうしてハミルトンは期せずして、「平和的な共和政」パラダイムにあるひとつの新局面を開いたのかもしれない。共和政国家の新しい形態であるアメリカのようなケースでも、それは一般的に平和的に振る舞うし、振る舞わねばならないということが、彼の「政治家」としての現実主義から、結果的に導き出されたのである。

2. ジェイムズ・マディソン

(1) マディソンの生涯

ヴァージニアの裕福な地主の息子として生まれた(1751年)マディソンは、ハミルトンに比べ、実に恵まれた出自にあったと言えよう。家庭や寄宿学校で教育を受けた彼は、後にプリンストン大学となるニュージャージー・カレッジに進学し、その後の政治活動で発揮される高い教養と知性とを、若い頃から身に付けていく。独立戦争時には戦場に立つ機会を持たなかったが、1770年代半ばにヴァージニア邦議会議員に選出されたことで、ジェファーソンらとともに、邦政治の改革に尽力することになった。アメリカ独立後は憲法制定会議の邦代表に選出されたが、その会議における新憲法案の土台となったヴァージニア案は、彼が中心になって起草したものである。ハミルトンとはこの時点で既に面識があり、中央連邦政府の設立や『ザ・フェデラリスト』の執筆で密接な協力関係を結ぶなど、80年代末まで両者の関係は概ね良好であった。しかしながら、新憲法が1788年に制定され、マディソンが連邦下院議員として「権利章典」の憲法追加手続きを主導し始めた頃から、当時財務長官であったハミルトンとの間に、政治的な軋轢が生じるようになる。間もなく彼は、ジェファーソンらとともに自らの党派を「共和派」と呼び始め、ハミルトンら「連邦派」の牛耳る政権側と、さまざまな政策をめぐる対立を繰り返していった。しかし1800年の大統領選でジェファーソンが当選、翌年第3代アメリカ大統領に就任すると、その後のアメリカ政治における主導権は、彼ら「共和派」が完全に掌握することになる。マディソンはこのジェファーソン政権下で国務長官を2期ほど務め、さらに1809年、今度は自らが大統領となって、やはり2期8年の間この職務を全うした(～1817年)。大統領任期中の1812年から15年にかけては「マディソンの戦争Madison's War」とも呼ばれた1812年戦争が、イギリスとの間に勃発している。1836年、ヴァージニア州モンペリエにて永眠。

(2) マディソンの共和政論

ハミルトンら「連邦派」による行政部中心の支配は、アメリカを君主政ないしは貴族政国家にしかねない。このような危惧を抱き、自由と共和主義の擁護を掲げて結成された反対派が、1790年代初頭に現れた「共和派」であった(Wood 2009: 150-152)。では、その「共和派」領袖の1人であったマディソンは、共和政の対外的性格について、いったいどのような考えを抱いていたのだろうか。この問いに答えるために、まず以下において、彼が共和政をいかなる政体と捉えていたのかを、確認しておきたい。

マディソンもまた、ハミルトンと同様に、共和政を「民主政」からは明確に区分した。マディソンによれば、「純粋な民主政 pure democracy」とは少数の市民が一箇所に集まりその全員が統治に参与する、つまるところは議会中心の政体に他ならない(Madison 1999c: 164, No.10)。したがって当然、市民たちが容易に参集できる領土的規模でしか、この政体は存在し得ないことになる。しかも市民たちが集会の場 立法議会 において意見を闘わせ、政策決定を行なうことは、マディソンからすれば、少数派の切り捨て、ならびに過半数を越える人びとの感情や利益が「公益」と同一視される、いわゆる「多数の暴政」と同義であった。ゆえに、この「民主政」は混乱と暴力の末短命に終わることが常であり、しかも「平等の実現」という大義のもとに、個人の安全や権利の侵害がしばしば発生することになる(Madison 1999c: 164, No.10)。要するに、ハミルトンと同じくマディソンにとっても、人民の熱情や私益が何の歯止めもなく直接国家政策に反映されてしまうこの政体は、到底受け容れられるものではなかったのである。

ところで、このような「民主政」に対するマディソンの低い評価は、憲法制定会議前に彼が議員として参加していたヴァージニア邦議会での経験が大きく与っていた、と言われている（ウッド1989: 39-44）。実際、そこでの経験を踏まえて著された『アメリカにおける政治システムの諸悪 Vices of the Political System of the United States』（1787年）において、彼は、各邦の議会が犯した違反やそこで制定された法律の問題性を激しく批判している（Madison 1999a: 69-80）。

それではマディソンの場合、「民主政」から区別された共和政とは、いったいどのような政体だったのだろうか。「民主政」との違いが際立つその特徴を3点、以下に挙げておくことにしよう。ここにおいて、彼の考えは、ハミルトンのそれとは大きく枝分かれすることになる。

第一に、マディソンの共和政国家は「代表representationという制度」（Madison 1999c: 164, No.10）を備えた国家であることを、まずは意味するものであった。彼によれば、公共善は、人民自身によってではなく知恵・愛国心・正義への愛を有する一部エリートたちによって、より適切に認識されるはずのものである（Madison 1999c: 165, No.10）。したがって彼の考えに従うならば、共和政の統治は人民による直接的政治参加を基礎とする必要はなく、こうした代表者たちによって執り行われるべきものであった。もちろんマディソンは、共和政の本質として、その政府が一部の特権階級ではなく、社会の大多数に基礎を置いていなければならない、と考えている（Madison 1999c: 211-212, No.39）。ゆえに、政治権力を委ねられる代表者たちは、世襲制度によって選ばれてはならず、しかも人民の信託に対し常に依存することになるよう、権力の保持に一定の期間 任期 が定められる必要があった（Madison 1999c: 211-212, No.39）。定期的に人民による選挙の洗礼を受けることで、エリートである代表者たちが人民の真の利益から乖離しない そんな統治のあり方を、マディソンは求めたわけである。

しかし彼は、こうした代表制を採る共和政において、代表者たちが私益の追求や他者の権利を侵害する行為を行ない、自分たちの権力を濫用する可能性があることを、まったく否定していない。行政部における代表者たちはもとより、人民に対しより大きな影響力をもつ立法議会議員たちにおいて、その種の危険はより大きい、とマディソンは考えていた（Madison 1999c: 282, No.48）。こうした認識の背景には、先に述べた「民主政」的邦議会議員としての経験があったことは、繰り返すまでもない。しかしいずれにしても、こうした危険を避けるために、マディソンが共和政のあるべき特徴として強調したのが、権力分立制に代表される抑制均衡の制度であった。行政・立法・司法に権力を分割し、さらに中央連邦政府と邦（州）政府とに国内の統治権力を分散させることで、強大な権力が一箇所に集中することを防ぐ。アメリカ人が独立戦争によって闘い取った政府とは、マディソンによれば、「自由の原理の上に樹立されるべきのみならず、政府の権力が幾つかの統治部門に分割され均衡を保っているため、そのいずれも他部門による適切な監視と抑制を受けることなしには、法で定められた限界を越え得ない政府」（Madison 1999c: 283-284, No.48）であった。つまり、対立し合う利害を突き合わせ、相互抑止を働かせることで、特殊利益が権力を篡奪し利用する最悪の事態を回避し、それが結果として公共善の実現となる これが、マディソンの考えた共和政のあり方であった。

マディソンの共和政における第3の特徴は、それが「民主政」に比べ、はるかに広大な領土を統治領域とする点にある。ひとまずこの特徴は、代表制の採用によりすべての市民が統治に参与する必要がないところから生じる、言わば論理的な帰結だと言えよう。しかしながら、マディソンの共和政論では、この点は単なる地理的な特徴以上の意味合いを持たされている。すなわち、領土の拡大によってより多数の市民がこの共和政国家には包含されるため、それが「派閥faction」の暴威に対する抑止効果をもつ、という意味合いである。マディソンによれば、派閥、要するに私的な感情や利益の追求を目的にした市民グループの存在は、共和政の維持・存

続にとって実に弊害の大きいものであった。こうした派閥の目指すところが公共善に反するのみならず、派閥間の争いによって、公共善の存在そのものが忘れ去られてしまうからである。が、派閥の完全な解消は非現実的である一方、統治領域の拡大によって多数派市民の形成を困難にすることで、特定の派閥が優位に立つ可能性も減少する。つまり、広大な共和国の形成は派閥数の増加につながるため、派閥間の相互抑止と均衡とが特定の私益の突出を防ぎ得る、と考えたのが、マディソンであった (Madison 1999c: 160-167, No.10)。

以上のような特徴をもつマディソンの共和政は、人間はけっして天使ではない、という彼の根本的な認識を背景にしている。ただし、人間は常に公益よりも私益に惑わされる存在であるが、その私益の相互対立を前提に抑止と均衡のメカニズムを働かせることで、最悪の事態だけは免れ得る。これが、彼の共和政論を貫いている基本的な発想であった。ところが、人間に対しこのように多くの信用を置かなかつたマディソンであるが、他方で「人民への依存ということが疑いもなく政府 [の暴走] に対する第一の抑制」(Madison 1999c: 295, No.51, 傍点筆者) だとして、意外にも人民を共和政維持に関する最後の砦に据えている。いったい彼は、この人民という存在をどう捉えていたのであろうか。

人間を天使とは考えず、「民主政」を退け代表制を採用したマディソンであれば、エリートはともかく一般の人民に対しては、さほどの期待を寄せてはいなかったものと差し当たりは予想できよう。ところが実は、必ずしもそうではないことが、彼の著述や発言からは浮かび上がってくる。まず彼は、人間性のなかには墮落した側面がある一方で、「ある程度の尊敬と信頼とに値する性質」も存すると述べ、「共和政体は他のいずれの政体よりも高い程度に、こうした性質の存在を前提にしている」と主張している。もし人間が完全に墮落しているなら、「自己統治のために十分な徳」も彼らには存在しないことになるが、しかしまったくそうではない、というのがマディソンの考えであった (Madison 1999c: 319-320)。注目すべきは、共和政体のもとにおける統治において、彼が世論による代表者の監視という要素をきわめて重視していたことである (Sheehan 2009: 84-123)。マディソンによれば、「世論 public opinion はすべての統治に縛りを与えるものであり、すべての自由な統治における真の主権者」(Madison 1999d: 500) に他ならない。権力を託した人びとの行動を注視し健全なる批判を公言できることが、権力の濫用を防ぎ、私益の追求を防止し得るのであった (Madison 1999h: 601-602)。もちろんマディソンは、こうした世論が常に公共善を反映した正しいものになる、などという楽観的な考えを抱いていたわけではない。しかし人民自身が選出する代表エリートたちとの相互交流を通じ、その世論がさらに洗練さと広い視野とを身に付けることによって、より一層公共善に合致した統治が行なわれ得る、とも彼は考えていた (Madison 1999c: 165)。要するに、人民の直接的な政治参加は容認しなかったとはいえ、しかし彼らによって作り出される世論に対しては、マディソンは大きな信頼を寄せていたのである。

このように、代表制を強調し「民主政」を批判したマディソンであるが、世論を通じたエリート代表者たちに対する人民の監視とコントロールについては、それを共和政下の政治に決定的な要素だと考えていた。特に『ザ・フェデラリスト』執筆後の90年代初頭において、ハミルトンら「連邦派」と袂を分かつなかで、マディソンに世論や「社会の意志 the will of the society」, 「共同体の意志 the will of the community」に言及する論考や発言が目立ち始めたことは、注目されてよい (中野 2006: 470-472)。「強力な行政部」に集まった指導者エリートによる公益の実現を共和政の要諦であると考えたハミルトンに対し、「共和派」領袖の1人であったマディソンは、人民の良識や意志に基礎を置く政治こそが、やはり共和政のあるべきあり方だと考えたのである。

(3) マディソンにおけるアメリカ共和政国家の対外的性格

世論あるいは「社会／共同体の意志」を共和政における最後の審級と見なしたマディソンの姿勢は、本稿が関心をもつ「共和政は平和的か」という問いに対する彼の答えに、そのまま反映している。彼は1792年2月、『ナショナル・ガゼット National Gazette』誌に『普遍的平和 Universal Peace』と題された短い論考を発表したが、直接的な言い方ではないもののそのなかにおいて、「社会／共同体の意志」に動かされる共和政は平和的、との議論を展開している。つまり、アメリカに建国された新しいタイプの大規模共和政国家を前提にして、ハミルトンとは異なる根拠に基づいてではあるが、マディソンもまた、「平和的な共和政」というパラダイムに新地平を切り開いたのである。そこでこの彼の論考、すなわちサン・ピエールの永遠平和論に対してルソーが展開した注釈および批判¹⁸に対するマディソンのコメントの中身を、まずは確認しておこう。

マディソンによれば、「多くの愚行と邪悪さを含む」戦争は2種類存在する。ひとつは「単に政府の意志」によって行なわれるものであり、もうひとつは「社会それ自体の意志」に従って行なわれるものである (Madison 1999e: 505)。このうちまず前者のケースであるが、ここで述べられている「政府」は、いわゆる政府一般を指してはいない。社会あるいは共同体の意志とは矛盾する野心や復讐心、欲望、気まぐれなどが支配する政府、すなわち、専制政府を指すものとして、その用語は使われている。このような政府の場合、マディソンによれば、「戦争は公的財源を支払う人びとではなくそれを費やす人びとによって、国家の軍隊を支える人びとではなくそれを指揮する人びとによって、そして[抑圧の]くびきから逃れられない人びとではなく、その権力が[戦争によって]向上する人びとによって、宣言される」(Madison 1999e: 506)。したがってこのような政府を改革し、その意志を共同体あるいは人民の意志に従属させることが、戦争を防止する第一歩に他ならない。ところがマディソンの理解では、ルソーはこのような恣意的権力ないしは「戦争に多くの魅力を感じている政府」を改変するための処方箋を提示せず、その結果いつかは抑圧も終わるだろうという人びとの希望の火を消し去り、被抑圧者における慰めの源すら断ち切ってしまった¹⁹。が、もしそのルソーがアメリカやフランスの政体を実際に見ることができていれば、彼はきっとこのような結論を引き出さなかつたであろう。こうしてマディソンは、アメリカやフランスの政体を実現すること、すなわち共和政を樹立することが、「普遍的平和」を成し遂げるための重要な手段だと主張したのである (Madison 1999e: 506)。

しかし戦争はまた、「社会の意志」が主導する形でも行なわれる。そしてこのような戦争の根絶がより困難だということは、マディソンもまた認めるところであった。しかしながら、彼はそれへの有効な処方箋もないわけではないと主張し、その方策は社会の意志を「社会の理性 the reason of the society」に従わせること、すなわち「場当たりの感情や思慮に欠ける行為に打ち勝つ、永続的な統治構造上の行動原理を確立すること」だと述べている (Madison 1999e: 506)。しかも彼は、宣戦布告が「人民の権威」によって行なわれるようにし、またその戦争の負担を未来世代に持ち越さないとの制約を国民自らが自分たちに課すならば、欲望とその野心が引き起こす犠牲や負担との間に比較考量の機会が生まれ、結局は「理性が何の制約もなく公共善を

¹⁸ ルソーはサン・ピエールの永遠平和論について、*Extrait du projet de paix perpétuelle de M. L'Abbé de Saint-Pierre* (1761) と *Jugement sur la paix perpétuelle* (1782) という2つの論考を著している。マディソンはこの両者に眼を通したものと考えられる。

¹⁹ このようなルソー解釈は今日のルソー研究者の間でもしばしば見られる解釈であるが、筆者はかつて、これとは若干異なる解釈を示したことがある。Aiko 2006: 117-118を参照のこと。

求めて決定を下せるようになり、その国家には当然、愚かしいすべての戦争を回避できると、必要な戦争や防衛戦争のために無駄にされてはならない諸資源のもつ力から、多くの利益がもたらされるようになる」とも主張している（Madison 1999e: 506-507）。ここに、彼が理想とする共和政のあり方を論じたときと、ほとんど同様の考え方を見出し得るだろう。私益に流されやすい人間の理性を十全に働かせるには、さまざまに対立する利害を突き合わせ、その均衡と抑制のなかで、公共善が発見されていくような制度を作り出さねばならない。これこそまさに「統治構造上の行動原理を確立する」ことに他ならないが、しかしそれさえ整っていれば、人民の意志（世論）は理性的なものとなり、それに導かれた諸政策は、無用な戦争をすべて回避するようになる。つまり、平和の実現のためには「統治構造上の行動原理」、すなわちマディソンが理想とするところの共和政を確立することが、やはりここでも推奨されているわけである。理性ある人民の意志が共和政を動かし、また共和政が人民の意志を理性的にする この状態を実現することが、彼の考えた「普遍的平和」のための処方箋であり、また「平和的な共和政」の新しいパラダイムであった。

もとより、共和政を平和的と見なしたマディソンとて、他国が常備軍をもち戦争の準備を進めている限り、国防の必要性を無視するわけではない。ゆえに彼も、ハミルトンと同様に連邦政府の指揮下において、常備軍が配備されることを容認してはいた。しかしながら、マディソンの常備軍に対する警戒心の度合は、「連邦派」と「共和派」の対立が始まる以前の『ザ・フェデラリスト』執筆の時点でも、ハミルトンに比べ相当程度の温度差があった、と言うべきであろう。「常備軍は危険である・・・いかなる規模であろうとそれは、称賛に値するほどの慎重さと警戒とを必要とする対象物である」（Madison 1999c: 228, No.41）。マディソンによれば、ローマ帝国の時代から近代ヨーロッパにおける絶対君主政の時代に至るまで、「外国に対する防御のための手段」、すなわち常備軍は、「常に国内における暴政の道具であった」（Madison 1999b: 116）。したがって、バニングが指摘するように、『ザ・フェデラリスト』のマディソンは、おそらくハミルトンに合わせて常備軍を認める議論を展開したものの、それは彼にとってかなり苦しい選択だったと言えよう（Banning 1995: 396-398）。それはまた、ハミルトンに比べてこの点でも、マディソンのほうがよほど伝統的な共和政観に近い考えを抱いていた、ということの証左でもある。

常備軍の危険性を深く認識していたマディソンは当然、その軍隊の規模を最小限に抑えることにも関心を抱いていた。彼によれば、新憲法下で各邦が結合し連邦に国家全体の安全を委ねるならば、邦間での軍事競争は不必要となり、平時時の軍備は必ず最小限に抑えられるはずである。アメリカの地理的利点、つまりヨーロッパ列強とは海で隔てられているという利点を生かし、増強された海軍を国家防衛の柱とするならば、大規模な陸軍をもつ必要はますます減少するだろう。常備軍の維持費についても、2年以上の継続的支出は議会による承認がなければならない、と憲法で定めておけば、軍の規模がむやみに拡大することはないに違いない（Madison 1999c: 228-232, No.41）。以上のような議論に見られるように、マディソンは、本来危険であるはずの常備軍が必要な規模を超えないことを、たいへんに重く見ていた。1809年の大統領就任演説でも彼は、新大統領が為すべきことのひとつとして、「常備軍を必要な限界内において維持すること」（Madison 1999i: 682）を挙げている。

ただ連邦政府支配下における軍隊の規模がむやみに拡大しないよう一定の歯止めをかける必要性は、ハミルトンもまた主張していたことである。ゆえに、この点において、この両者の間に違いはまったく存在しない、ということになるだろう。だが、他方で民兵についての2人の考え方は、きわめて対照的と言えるものであった。ハミルトンが独立戦争時の経験から民兵の有効性

について大きな疑いを抱いていたことは、既に述べたとおりである。一方のマディソンは、先の大統領就任演説のなかで「共和国のもっとも強固な防波堤は、武装し訓練された民兵である」(Madison 1999i: 682)と指摘している。それどころか、連邦に属す常備軍が何らかの理由でアメリカ国民の公益に反する暴挙に出る可能性があるとしても、マディソンによれば、そうした暴挙が実際に生じる可能性はきわめて低かった。というのも、そうした常備軍に対しては、各州によって組織された民兵軍が十分に対抗できるはずだったからである。したがって彼にとって、一般市民が武装されているということは、「他のほとんどすべての国民に対し、アメリカ国民がもっている有利な点」(Madison 1999c: 271, No.46)に他ならなかった。つまり、自らの自由のために武器を取って戦うことも厭わない市民の存在こそが、マディソンの理解においては、国内の安寧も含めて平和実現のために必要だったのである。以上のように、軍隊に関する彼の立場は、常備軍を共和政にとって危険なものとし民兵制を擁護したアンティ・フェデラリスト、さらにはモンテスキューにも繋がる伝統的な共和主義の立場に対し、ハミルトンよりもずっと近かった、と言えるだろう。

したがってマディソンが理想とする平和的な共和政国家は、自由のために戦士となり得る市民たちによって、結局のところ構成されていなければならないことになる。そしてジェファソンと並んで「共和派」であった彼は、この盟友と同じく、当時アメリカ市民の多数を占めていた独立自営農民こそが、「公的自由の最良の基盤であり、公的安全の最強の防波堤」(Madison 1999f: 512)である、と考えていた。都市や海の上ではなく土の上に生き、その土地を耕し、自分たちの食糧や衣服を自分たちの力で生産する彼らこそ、自由・独立・徳・知性といった、共和政の維持や発展のために必要な資質を備えている。したがって民兵として祖国防衛の義務も十全に果たす。というのが、マディソンの認識であった(Madison 1999f: 512-513)。一方、当時アメリカでも東部を中心に発達する兆しを見せていた製造業の従事者に対する彼の評価は、きわめて低かったと言える。とりわけ、生活必需品とは言えない流行によって左右される商品、奢侈のための商品を国外輸出のために生産する工業は、マディソンにとってはもっとも望ましくないものであった。「一国民がこうした[産業に従事する]市民たちによって構成され、さらに外国との貿易に依存するようになればなるほど、その国民は他国民の消費と気まぐれとに依存するようになる」(Madison 1999f: 514)。『製造業に関する報告』などに表明されたハミルトンの経済政策に対し、「共和派」がことごとく反対したのも、独立自営農民こそをアメリカ共和政を支える真の屋台骨と考えていた彼らの立場からすれば、当然のことであった(McCoy 1980: 152-161)。

ゆえにマディソンからすれば、「平和的な共和政」を維持するために、アメリカは、ハミルトンの主張するような商業や工業を中心にした国家ではなく、農業国であり続けることが必要になる。これは、商業社会化の進展という当時の流れに逆行した考えともいえようが、しかしそのこと以上にここで注目すべきは、その目的が皮肉なことに、時には戦争も辞さない政策を彼に採らせることになった、という点であろう。マディソンは商業、特に外国との通商が自由貿易の原理に基づいて行なわれる限りは、それは平和的なものであると考えていたらしい(中野 1993: 81)。しかし同時に、農業国であるアメリカの農産物が十分な外国市場を確保できるようになることも、農民主体のアメリカ共和政のためには絶対に必要なことであった。したがって、外国の貿易政策が原因となってそうした市場が奪われた場合は、武力に訴えることも、マディソンにとっては現実的選択肢のひとつになる(McCoy 1980: 234)。1812年戦争の開戦にはさまざまな事情が絡んではいるが、その理由のひとつに、当時ナポレオン支配のフランスと交戦していたイギリスによって、「中立国」アメリカに対し、ヨーロッパとの通商禁止措置が布かれた

ことがあった。マディソンは1812年6月、上下両院の議員を前に発せられたメッセージにおいて、次のように述べている。「[イギリスの]自称封鎖措置のもとで・・・私たちの商業はすべての海で略奪の憂き目に逢い、私たちの国の多くの主要食糧品が正当な市場から切り離され、破壊的な一撃が私たちの農業と海上の権益に加えられています」(Madison 1999j: 686 傍点筆者)。アメリカの共和政を支える農業の保護のためには戦争もまた正当化されるというのが、彼の考えであった(中野1993: 171-173)。

農業国としてのアメリカを維持するというマディソンの目的は、領土拡大もまたアメリカには必要だと感じさせた。移民により人口が増え続けるアメリカにとって、その彼らが農業に従事できる土地を確保することは、アメリカ共和政の柱である農民の増加につながるからである。その意味で、1803年におけるルイジアナの購入は、フランスの事情によって多分に実現したものとはいえ、マディソンら「共和派」政権のもとで行なわれたという点で、象徴的な出来事であった(McCoy 1980: 196-208)。それに、そもそもマディソンにとって領土の拡大は、どの派閥や党派も全国レベルで多数派を握ることが一層困難になるという点で、共和政にとっては大きな利点である。とするなら、彼の共和政論に従うならば、アメリカの領土的膨張を否定的に捉えるべき要素は、特に存在しなくなる。もちろんマディソンもまた、「政治家」という側面もっていた以上、強引な領地拡大はアメリカの「国益」にとって望ましくないと考えたろうが、しかし彼のイデオロギーのみを判断材料とするなら、それはむしろ推進すべき事柄であった。この点で、そうした領土的膨張に慎重であったハミルトンとは、実に対照的であったのである。

以上のように、人民の意志あるいは世論を共和政における権威の源泉、あるいは最後の審級だと考えていたマディソンにとって、このアメリカに新しく現れた共和政国家は、ひとまずは平和的と言えるものであった。抑止と均衡のシステム、そして代表制を備えた大規模「連邦共和国」であるがゆえに、その世論もまた、公共善が何かを的確に理解する理性的なものへと導かれてゆくに違いない。そしてその世論が、自衛戦争を除けばこの共和政国家において、自由の破壊や資源の浪費につながる戦争を、基本的には回避させるはずであった。が、差し当たりはこのような論理構成をとっていたマディソンの「平和的な共和政」パラダイムであるが、実はその裏には、異なった面が存在していた。「共和派」であった彼にとって、そのような世論を形成する人民の大多数は、民兵として国防の役割も果たす独立自営農民でなくてはならなかった。それゆえに、その彼らによって構成される共和政国家を維持・発展させ得る場合には、攻撃的戦争や領土の拡大もまた、マディソンには容認され得るものだったのである。人民をベースにして共和政国家を構想・追求したマディソンは、ハミルトンに比べて、よほど共和主義の正統的伝統に 民兵制の重要視も含めて 忠実だったと言えよう。が、そのことが結果的に、より好戦的な要素を含んだアメリカ共和政への道を切り開いていったのである。マディソンの「平和的な共和政」パラダイムは、その意味において、そのパラダイム自体を切り崩す火種を内部に抱えていた、と言えるだろう。

IV. おわりに

本稿では、アメリカにおける「建国の父祖」たちのなかでも、『ザ・フェデラリスト』の共同執筆者として知られるハミルトンならびにマディソンに着目し、「共和政は平和的か」との問いに対する彼らの答えを析出することで、その国際政治思想の一端を明らかにしてきた。実は国

際関係論のなかで、アメリカ建国期の国際政治思想は、これまであまり注目されてこなかった領域である。したがって以上のような考察は、不十分ながらも、同学問分野における国際政治思想研究に対し一定の貢献をするものだったのではないか。

18世紀後半のヨーロッパでは、共和政を平和的な政体、君主政を好戦的な政体と見なすパラダイムが、それを唱えたモンテスキューの影響もあって、かなり広く浸透していた。同時期のアメリカでも、アンティ・フェデラリストと呼ばれた人びとを中心に、共和政の道徳的優越性を証明する論拠のひとつとして、このパラダイムが盛んに言及されていたのである。しかしながら、モンテスキューの共和政論は、一概にそうとは言えないものの、基本的にはやはり、古代や近世における小規模な「徳」の共和国を前提にしていた。私益の追求を是とする商業活動や製造業が著しく拡大した18世紀においては、共和政の樹立を目指した者たちにとって、それは必ずしも適恰な議論ではなかったのである。したがって、広大な領土をもつアメリカにおいては、特に中央集権化を進めようとした新憲法案を支持する「建国の父祖」たちの間で、共和政国家の新しい形態である「連邦共和国」モデルが、さまざまに構想されることになった。これに伴い、モンテスキュー流の「平和的な共和政」パラダイムもまた、変化を強いられたのである。

ハミルトンの共和政は、そのような「連邦共和国」モデルのなかでも、「強力な行政部」が指導し公益の実現を目指す共和政であった。彼の場合共和政とは、人民の政治参加に基礎を置く政体というより、むしろ公共善を実現する政体の謂いに他ならない。よって、その種の「よき統治」を行なう役割も、人民にではなく、公益の適切な理解と政策の安定的推進を図れる行政部に託されていた。一方マディソンの場合は、政治権力の濫用、私益の実現しか求めない党派や派閥の跋扈に対し、強い警戒心が抱かれていた。したがって彼の共和政は、権力の分割とその相互抑止・均衡という考え方のもとに、制度の設計が行なわれている。とは言え、マディソンにおいては、共和政における政治的権威の源泉は、あくまでも人民にあった。ゆえに彼の議論では、国家の政策や方向性を定める最後の拠り所として、世論の力や人民の意志というものが重視されている。

このような2人の共和政観を対比するならば、ハミルトンの共和政の方が、よほど好戦的な雰囲気や緊張感を漂わせている、と言えるだろう。ところが彼は、「強力な行政部」によって「よき統治」が実現される領域は無限ではないとの認識から、共和政国家の領土が拡大し過ぎることについては、きわめて批判的な考えを抱いていた。もともとハミルトンにおける「強力な行政部」の目的は、建国間もないアメリカの防衛と独立を主眼にしており、その結果彼の共和政では、無用な戦争をできる限り回避することが志向されている。一方のマディソンにおいては、共和政が平和的となるその根拠は、世論あるいは人民の意志に置かれていた、と言えるだろう。その点において彼は、アメリカの新しい共和政国家モデル「連邦共和国」を前提にしつつ、ハミルトンに比べてよほど明確に「平和的な共和政」パラダイムの刷新を行なったのである。ただ逆説的なことに、独立自営農民である人民の意志、すなわち世論を国家政策のバックボーンと見なしたマディソンの認識は、彼の共和政において、農業国アメリカを維持し発展させるための戦争や領土拡大に対し、その歯止めを失わせることにもなった。マディソンの共和政には、その結果好戦性を帯びるという傾向性が、図らずも組み込まれることになったのである。

よって本稿の議論のみを拠り所にした場合、ハミルトンではなくマディソンの共和政観こそが、後にアメリカが軍事「帝国」化するその遠因になった、と結論づけられるかもしれない。この結論は、ある意味で、ジェファースンの「自由の帝国」論にその「帝国」化の歴史的淵源を見出す説を強化するもの、と言えるだろう。ジェファースンとマディソンは「共和派」の盟

友であり、したがって19世紀前半にその「共和派」がアメリカ政治の覇権を握ったことが、後の「帝国」への変化を生み出す原因になった、と言えそうだからである。ただそのような結論をここで下してしまうことは、やや早計に過ぎると思われる。後の「帝国」化の淵源がこの時期の「共和政」のなかにあったかどうかの判断は、さらに他の「建国の父祖」たちの共和政観を検討していく必要があるそうだからである。したがってここでは、これを今後の課題にしたいと述べるに留めて、ひとまず本稿を閉じることにしたい。

参考文献

<日本語文献>

- 五十嵐武士 2010年 『グローバル化とアメリカの覇権』、東京：岩波書店。
- 犬塚元 2004年 『デイヴィッド・ヒュームの政治学』、東京：東京大学出版会。
- ウッド、ゴードン・S 1989年 「徳の喪失と私益の隆盛 連邦憲法制定をめぐる『私益』と『無私』」(中野勝郎訳) 小川晃一・片山厚編 『アメリカ憲法の神話と現実』、東京：木鐸社、第1章、33-107頁。
- 斎藤眞 1992年 『アメリカ革命史研究 自由と統合』、東京：東京大学出版会。
1995年 『アメリカとは何か』、東京：平凡社。
- ステファンソン、アンダース 2008年 「きわめて興味深い帝国」(菅英輝訳) L・ガードナー、M・ヤング編著 『アメリカ帝国とは何か』(松田武・菅・藤本博訳) 東京：ミネルヴァ書房、第11章、301-329頁。
- 中野勝郎 1993年 『アメリカ連邦体制の確立 ハミルトンと共和政』、東京：東京大学出版会。
2006年 「ジェイムズ・マディソンの共和政観 アメリカ建国期における共和制とデモクラシー」、田中秀夫・山脇直司編 『共和主義の思想空間 シヴィック・ヒューマニズムの可能性』、名古屋：名古屋大学出版会、第15章、454-487頁。
- 中本義彦 2011年 「デモクラティック・ピース？」、苅部直・宇野重規・中本義彦編 『政治学をつかむ』、東京：有斐閣、Unit 19、207-216頁。
- ハーシュマン、アルバート・O. 1985年 『情念の政治経済学』(佐々木毅・旦祐介訳) 東京：法政大学出版局。
- 藤原帰一 2009年 「帝国は国境を越える 国際政治における力の分布」、日本国際政治学会編 『日本の国際政治学2・国境なき国際政治』、東京：有斐閣、第10章、197-216頁。
- 古谷旬 2004年 『アメリカ 過去と現在の間』、東京：岩波書店。
- 安武真隆 2004年 「『法の精神』における『共和政』と『法の精神』」、『関西大学法学論集』第50巻第1号、92-167頁。
- 山内範久 2010年 「アメリカは『帝国』か？」、渡辺靖編 『現代アメリカ』、東京：有斐閣、第12章、222-241頁。
- 山本吉宣 2006年 「『帝国』の国際政治学 冷戦後の国際システムとアメリカ」、東京：東信堂。

<外国語文献>

- Aiko, Yuichi 2006. "Rousseau and Saint-Pierre's Peace Project: A Critique of 'History of International Relations Theory'", in Beate Jahn (ed.), *Classical Theory in International*

- Relations*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Arendt, Hannah 1963. *On Revolution*, New York: The Viking Press.
- Bailyn, Bernard (ed.) 1993. *The Debate on the Constitution: Federalist and Antifederalist Speeches, Articles, and Letters During the Struggle over Ratification*, New York: The Library of America.
- Banning, Lance 1995. *The Sacred Fire of Liberty: James Madison and the Founding of the Federal Republic*, Ithaca: Cornell University Press.
- Cavallar, Georg 1999. *Kant and the Theory and Practice of International Right*, Cardiff: University of Wales Press.
- Doyle, Michael W. 1983. "Kant, Liberal Legacies, and Foreign Affairs", *Philosophy and Public Affairs*, Vol.12 (3), pp.205-322; Vol.12 (4), pp.323-353.
- Farrand, Max (ed.) 1911. *The Records of the Federal Convention of 1787, Volume I*, New Haven: Yale University Press.
- Ferguson, Adam 1995. *An Essay on the History of Civil Society*, Cambridge: Cambridge University Press, edited by Fania Oz-Salzberger.
- Franceschet, Antonio 2002. *Kant and Liberal Internationalism: Sovereignty, Justice, and Global Reform*, New York: Palgrave Macmillan.
- Franke, Mark F. N. 2001. *Global Limits: Immanuel Kant, International Relations, and Critique of World Politics*, Albany: State University of New York Press.
- Fukuyama, Francis 1992. *The End of History and the Last Man*, New York: The Free Press.
- Hamilton, Alexander 2001a. "To James Duane", in Hamilton, *Writings*, New York: The Library of America, pp.70-87.
- 2001b. "The Continentalist No.I", in Hamilton, *Writings*, pp.98-101.
- 2001c. "The Continentalist No.III", in Hamilton, *Writings*, pp.101-106.
- 2001d. "Speech in the Constitutional Convention on a Plan of Government", in Hamilton, *Writings*, pp.151-166.
- 2001e. "The Federalist", in Hamilton, *Writings*, pp.171-418, 420-484.
- 2001f. "Speech in the New York Ratifying Convention on Representation", in Hamilton, *Writings*, pp.487-495.
- 2001g. "Report on the Subject of Manufactures", in Hamilton, *Writings*, pp.647-734.
- 2001h. "Pacifcus No.I", in Hamilton, *Writings*, pp.801-809.
- 2001i. "Memorandum on the French Revolution", in Hamilton, *Writings*, pp.833-836.
- 2001j. "To Charles Cotesworth Pinckney", in Hamilton, *Writings*, pp.994-995.
- 2001k. "Purchase of Louisina", in Hamilton, *Writings*, pp.996-1001.
- Hardt, Michael, and Antonio Negri 2000. *Empire*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Harper, John Lamberton 2004. *American Machiavelli: Alexander Hamilton and the Origins of U.S. Foreign Policy*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Höffe, Otfried 2006. *Kant's Cosmopolitan Theory of Law and Peace*, trans. Alexandra Newton, Cambridge: Cambridge University Press.
- Hume, David 1994. *Political Essays*, Cambridge: Cambridge University Press, edited by Knud Haakonssen.
- Huntley, Wade L. 1996. "Kant's Third Image: Systemic Sources of the Liberal Peace",

- International Studies Quarterly*, Vol. 40 (1), pp.45-76.
- Kant, Immanuel 1923. "Zum ewigen Frieden: Ein philosophischer Entwurf", *Kant's gesammelte Schriften: Band VIII*, Berlin und Leipzig: Walter de Gruyter & Co., herausgegeben von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, S.341-386.
- Ketcham, Ralph (ed.) 1986. *The Anti-Federalist Papers and the Constitutional Convention Debates*, New York: New American Library.
- Kohn, Richard H. 1975. *Eagle and Sword: The Federalists and the Creation of the Military Establishment in America, 1783-1802*, New York: The Free Press.
- Kramnick, Isaac 1988. "The 'Great National Discussion': The Discourse of Politics in 1787", *William and Mary Quarterly*, Vol.45 (1), pp.3-32.
- Layne, Christopher 1994. "Kant or Cant: The Myth of the Democratic Peace", *International Security*, Vol.19 (2), pp.5-49.
- Lutz, Donald S. 1984. "The Relative Influence of European Writers on Late Eighteenth-Century American Political Thought", *American Political Science Review*, Vol.78 (1), pp.189-197.
- Machiavelli, Niccolò 1970. *The Discourses*, London: Penguin Books, edited with an introduction by Bernard Crick, using the translation of Leslie J. Walker, S. J., with revisions by Brian Richardson.
- Macmillan, John 2006. "Immanuel Kant and the Democratic Peace", in Beate Jahn (ed.), *Classical Theory in International Relations*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.52-73.
- Madison, James 1999a. "Vices of the Political System of the United States", in Madison, *Writings*, New York: The Library of America, pp.69-80.
- 1999b. "Speech in the Federal Convention on the Danger of Dissolution", in Madison, *Writings*, pp. 115-117.
- 1999c. "The Federalist", in Madison, *Writings*, pp.160-190, 194-352.
- 1999d. "Public Opinion", in Madison, *Writings*, pp.500-501.
- 1999e. "Universal Peace", in Madison, *Writings*, pp.505-508.
- 1999f. "Republican Distribution of Citizens", in Madison, *Writings*, pp.511-513.
- 1999g. "Fashion", in Madison, *Writings*, pp.513-515.
- 1999h. "Political Reflections", in Madison, *Writings*, pp.599-607.
- 1999i. "First Inaugural Address", in Madison, *Writings*, pp.680-682.
- 1999j. "War Message to Congress", in Madison, *Writings*, pp.685-692.
- Main, Jackson Turner 1961. *The Antifederalists: Critics of the Constitution 1781-1788*, Chicago: Quadrangle Books.
- McCoy, Drew R. 1980. *The Elusive Republic: Political Economy in Jeffersonian America*, Chapel Hill: The University of North Carolina Press.
- Montesquieu 1951. "De l'esprit des lois", *Œuvres complètes II*, Paris: Gallimard, pp.227-995.
- Onuf, Nicholas Greenwood 1998. *The Republican Legacy in International Thought*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Paine, Thomas 2003. *Common Sense, Rights of Man, and Other Essential Writings of Thomas Paine*, New York: Signet, with an Introduction by Sidney Hook and a New Forward by Jack Fruchtman Jr.
- Pocock, J. G. A. 1975. *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the*

- Atlantic Republican Tradition*, Princeton: Princeton University Press, with a new afterword by the author.
- Rossiter, Clinton 1961. Introduction to *The Federalist Papers*, New York: The New American Library of World Literature, pp.vii-xvi.
- Rousseau, Jean-Jacques 1964. "Du contract social; ou, principes du droit politique", *Œuvres complètes III*, Paris: Gallimard, pp.347-470.
- Russett, Bruce 1993. *Grasping the Democratic Peace: Principles for a Post-Cold War World*, Princeton: Princeton University Press.
- Sheehan, Colleen A. 2009. *James Madison and the Spirit of Republican Self-Government*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Smith, Adam 1776. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Oxford: Clarendon Press, edited by R. H. Campbell and A. S. Skinner.
- Sørensen, Georg 1992. "Kant and Processes of Democratization: Consequences for Neorealist Thought", *Journal of Peace Research*. Vol.29 (4), pp.397-414.
- Spurlin, Paul Merrill 1969. *Montesquieu in America 1760-1801*, New York: Octagon Press.
- Stourzh, Gerald 1970. *Alexander Hamilton and the Idea of Republican Government*, Stanford: Stanford University Press.
- Walling, Karl-Friedrich 2006. "Was Alexander Hamilton a Machiavellian Statesman?", in Paul A. Rahe (ed.), *Machiavelli's Liberal Republican Legacy*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.254-277.
- Waltz, Kenneth N. 1979. *Theory of International Politics*, Reading, Mass.: Addison-Wesley.
- Wood, Gordon S. 1969. *The Creation of the American Republic 1776-1787*, Chapel Hill: The University of North Carolina Press.
2009. *Empire of Liberty: A History of the Early Republic, 1789-1815*, Oxford: Oxford University Press.